

土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説 (案)

平成 17 年 7 月

国土交通省河川局砂防部砂防計画課
国土交通省国土技術政策総合研究所
危機管理技術研究センター

作成指針一覧

第1章 総説		
1. 目的	-----	(第1)
2. 定義	-----	(第2)
3. 本指針の適用範囲	-----	(第3)
第2章 土砂災害ハザードマップの記載項目		(第4)
第3章 土砂災害ハザードマップの作成		
1. 資料収集	-----	(第5)
2. 地区単位の設定	-----	(第6)
3. 基図の作成	-----	(第7)
4. 土砂災害ハザードマップ作成のための 支援及び協力	-----	(第8)
5. 共通項目・地域項目の記載		
5.1 共通項目の記載	-----	(第9)
5.2 地域項目の記載	-----	(第10)
6. 住民等からの意見の反映	-----	(第11)
第4章 住民等への周知・普及		(第12)
第5章 その他		
1. 広域的な警戒避難計画	-----	(第13)
2. 記載内容の更新	-----	(第14)
参考資料		

※ () 内の番号は作成指針番号と対応

図 本指針の構成

第1 目的

この指針は、市町村の長が土砂災害に関するハザードマップを作成するに当たって留意すべき基本的事項を定めることにより、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）第7条第3項の規定による警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置に資することを目的とする。

第2 定義

「土砂災害ハザードマップ」とは、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下、土砂災害警戒区域等という。）並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）を表示した図面に、土砂災害防止法第7条第3項に規定する事項（①土砂災害に関する情報の伝達方法②急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項③その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項）を記載したものをいう。

第3 本指針の適用範囲

本指針は、土砂災害警戒区域等をその区域に含む市町村の長が、土砂災害ハザードマップを作成する場合に適用する。なお、土砂災害危険区域図等を活用して作成する場合においても、本指針を参考にする。

第4 土砂災害ハザードマップの記載項目

土砂災害ハザードマップには、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載する。その際、「共通項目」については必ず記載し、「地域項目」については地域の実情にあわせて記載する。

第5 資料収集

土砂災害ハザードマップ作成に必要な基図、市町村地域防災計画、土砂災害危険区域情報などの関連資料を地域の実情に応じて収集する。

第 6 地区単位の設定

土砂災害ハザードマップは、同一避難行動をとるべき地区単位（避難単位）を設定し、その地区単位を基本として作成する。

第 7 基図の作成

土砂災害ハザードマップに用いる基図は、ハザードマップの作成単位、使用する地図の縮尺及び図化範囲等を考慮した上で作成する。

第 8 土砂災害ハザードマップ作成のための支援及び協力

国及び都道府県は、市町村の長が土砂災害ハザードマップを作成するにあたっては、基礎調査結果による土砂災害警戒区域等の区域図、自然現象の種類等を基礎資料として提供するほか、警戒避難に関する技術的支援を積極的に行う。

第 9 共通項目の記載

共通項目とは、土砂災害防止法第 7 条第 3 項に基づき円滑な警戒避難を確保する上で必要不可欠な最小限の記載する項目をいい、全ての土砂災害ハザードマップに記載する。

(1) 土砂災害警戒区域等並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土砂災害警戒区域等並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）を記載する。

(2) 土砂災害に関する情報の伝達方法

市町村地域防災計画に定められた、土砂災害に関する情報の伝達手段及び伝達経路を記載する。

(3) 急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項

市町村地域防災計画に定められた、同一の避難行動をとるべき地区単位（避難単位）ごとの避難場所の位置、名称、所在地、連絡先等を記載する。

第 10 地域項目の記載

地域項目とは、土砂災害防止法第 7 条に基づき円滑な警戒避難を確保する上で必要に応じて記載する項目で、警戒避難時に活用できる情報や、平常時における住民の土砂災害に関する意識啓発等に役立つ項目をいう。記載する項目については作成主体である市町村の長が地域の特性や実情に応じて判断する。

第 1 1 住民等からの意見の反映

市町村の長は、土砂災害ハザードマップの作成にあたって、説明会の開催等により、住民等の意見が反映されるように努める。

第 1 2 住民等への周知・普及

市町村の長は、作成した土砂災害ハザードマップが有効に活用されるよう住民等に対し、速やかに公表・配布し、その周知・普及を図る。

第 1 3 広域的な警戒避難計画

市町村内に安全な避難場所がない場合等、市町村界（都府県界）を越えて住民の避難を必要とする場合は、当該市町村の長等は市町村間（都府県間）の十分な事前調整を図った上で土砂災害ハザードマップ（広域土砂災害ハザードマップ）を作成する。

第 1 4 記載内容の更新

市町村の長は、土砂災害ハザードマップの記載内容に変更があった場合には、土砂災害ハザードマップの更新を適宜行い、その周知・普及を図る。

目 次

作成指針一覧

第1章 総 説	1
1. 目的	1
2. 定義	3
3. 本指針の適用範囲	4
第2章 土砂災害ハザードマップの記載項目	5
第3章 土砂災害ハザードマップの作成	7
1. 資料収集	8
2. 地区単位の設定	8
3. 基図の作成	9
3.1 基図の縮尺	9
3.2 基図に使用する地図	9
4. 土砂災害ハザードマップ作成のための支援及び協力	9
5. 共通項目・地域項目の記載	10
5.1 共通項目の記載	10
5.2 地域項目の記載	16
6. 住民等からの意見の反映	22
第4章 住民等への周知・普及	23
第5章 その他	24
1. 広域的な警戒避難計画	24
2. 記載内容の更新	24

参考資料

第1章 総 説

1. 目的

第1 目的

この指針は、市町村の長が土砂災害に関するハザードマップを作成するに当たって留意すべき基本的事項を定めることにより、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）第7条第3項の規定による警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置に資することを目的とする。

【解 説】

(1) 我が国の土砂災害の現状と課題

我が国は、国土の約7割を急峻な地形が占め、脆弱な地質で構成されており、集中豪雨や台風により、急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑り（以下、「急傾斜地の崩壊等」という。）を原因とする土砂災害が全国で発生している。

これらの要因の一つとして、市街地の拡大に伴い、土砂災害の危険性に対する認識が不十分なままに、溪流の出口や斜面付近の土地等、潜在的に土砂災害が発生するおそれがある土地の区域に住宅地が立地していることが挙げられる。

また、近年の土砂災害の犠牲者のうち、高齢者、障害者、乳幼児に代表される災害時要援護者の割合が高いことが課題である。

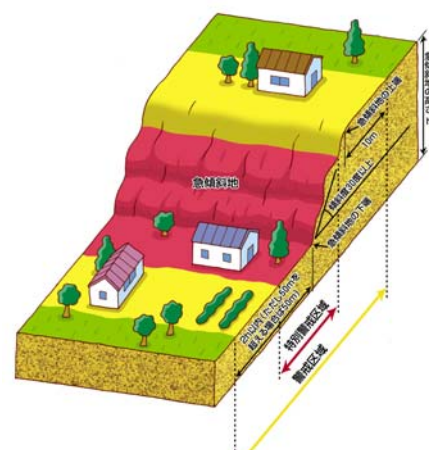
(2) 土砂災害防止法の概要

近年の土砂災害の状況を踏まえ、「土砂災害防止法」は土砂災害から国民の生命及び身体を保護することを目的とし、土砂災害警戒区域では警戒避難体制の整備を図り、土砂災害特別警戒区域では特定開発行為に対する許可制、居室を有する建築物の構造規制等の施策を講じるものとしている。これらの施策を実施するため、定期的に基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下、土砂災害警戒区域等という。）を指定することとしている。

(3) 土砂災害警戒区域等の内容

土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当する区域である。

土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当する区域である。



土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域のイメージ
(急傾斜地の崩壊)

(4) 土砂災害防止法上におけるハザードマップの位置付け（土砂災害防止法第7条第3項）

土砂災害防止法第7条第3項において、市町村の長は土砂災害に関する情報の伝達方法等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、印刷物の配布その他の必要な措置を講じるよう義務づけている。

さらに、土砂災害防止法施行規則第5条において、必要な措置について以下の通り定めている。

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を表示した図面に法第7条第3項に規定する事項を記載したもの（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。
- 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民がその提供を受けることができる状態に置くこと。

土砂災害ハザードマップはこれら土砂災害防止法の規定に基づき市町村の長が作成するものであり、適切な方法を用いて住民に周知することによって警戒区域における円滑な警戒避難を確保する。

(5) 土砂災害ハザードマップの活用

土砂災害ハザードマップは平常時における土砂災害警戒区域等の周知、防災知識の普及、土地利用調整等に活用するとともに、警戒避難時には災害時要援護者等への情報伝達、避難誘導等に活用することが望ましい。

平常時及び警戒避難時における土砂災害ハザードマップの活用例を表 I-1 に示す。

表 I-1 土砂災害ハザードマップの活用例

時期	行 政	住 民
平常時	・土砂災害に強い地域づくりの推進 ・災害時要援護者の具体的な避難及び救護方法の検討 ・防災知識の普及 ・防災意識の高揚 ・自主防災組織の育成 ・防災教育、避難訓練 ・土地利用調整	・自分の住んでいる地域の土砂災害履歴、土砂災害の可能性についての理解促進 ・土砂災害に備えて、非常持ち出し品の準備など被害軽減の工夫 ・土砂災害に関する教育や避難訓練の実施 ・土砂災害警戒区域等における土地利用、建築構造の参考 ・自主避難時、避難準備情報・避難勧告・避難指示発令時における適切な避難場所・避難路の確認
警戒避難時	・情報提供（気象情報・土砂災害警戒情報など） ・災害時要援護者への配慮 ・土砂災害が発生した場合の避難場所、避難路の確認 ・避難情報の伝達 ・避難場所の開設 ・避難誘導	・非常持ち出し品を携行しての避難 ・自主避難時、避難準備情報・避難勧告・避難指示発令時における適切な避難場所・避難路の確認・避難

2. 定義

第2 定義

「土砂災害ハザードマップ」とは、土砂災害警戒区域等並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）を表示した図面に、土砂災害防止法第7条第3項に規定する事項（①土砂災害に関する情報の伝達方法②急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項③その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項）を記載したものをいう。

【解 説】

○土砂災害の発生原因となる自然現象について

土砂災害の発生原因となる自然現象とは、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの三現象である。

○土砂災害に関する情報の伝達方法について

土砂災害に関する情報の伝達方法とは、行政、住民等が相互に土砂災害に関する情報を共有するために必要な伝達手段、伝達経路等を指し、以下に示すものが例として挙げられる。

- ・ホームページでの土砂災害警戒区域等の公開（平常時）
- ・防災行政無線、サイレン、広報車、電話、FAX等による避難勧告等の周知（警戒避難時）

○急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項について

急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項とは、避難場所に関する情報（所在地、連絡先等）や、避難路等である。

○その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項

その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項とは、上記 3 項目以外で警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を指し、以下に示すものが例として挙げられる。

- ・雨量情報
- ・土砂災害警戒情報
- ・警戒避難基準雨量（降雨指標値）
- ・避難準備情報、避難勧告・避難指示
- ・土砂災害危険区域の位置
- ・災害時要援護者関連施設の位置及びその施設への土砂災害に関する情報、予警報等の伝達方法
- ・土砂災害の特徴
- ・土砂災害の前兆現象 など

3. 本指針の適用範囲

第 3 本指針の適用範囲

本指針は、土砂災害警戒区域等をその区域に含む市町村の長が、土砂災害ハザードマップを作成する場合に適用する。なお、土砂災害危険区域図等を活用して作成する場合においても、本指針を参考にする。

【解 説】

土砂災害ハザードマップは、土砂災害防止法の規定に基づき指定された土砂災害警戒区域等をその区域に含む市町村の長が本指針及び解説を参考に作成する。

本指針の適用に当たっては、中央防災会議において定めた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成 17 年 3 月、集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等避難支援に関する検討会）」、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成 17 年 3 月、集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等避難支援に関する検討会）」等との整合を図る。

なお、本指針は、現時点においてとりまとめたものであり、今後の土砂災害警戒区域等の運用に応じて適切な改訂を行う。

< 本指針の留意事項 >

土砂災害警戒区域等の指定がなされていない場合においては、土砂災害危険区域図の活用等により、本指針を参考として土砂災害ハザードマップを作成する。

また、市町村の長は、円滑な警戒避難を確保するため土砂災害と同時に発生しうる災害である洪水、津波、高潮のハザードマップと土砂災害ハザードマップをあわせた総合的なハザードマップを作成することが望ましい。

第2章 土砂災害ハザードマップの記載項目

第4 土砂災害ハザードマップの記載項目

土砂災害ハザードマップには、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載する。その際、「共通項目」については必ず記載し、「地域項目」については地域の実情にあわせて記載する。

【解 説】

土砂災害ハザードマップは、住民へ配布・公表し、警戒避難時等に活用されることを前提としているため、土砂災害ハザードマップの記載項目は、以下の2項目に分類し、限られた紙面の中で必要な情報を簡潔かつ住民にわかりやすく記載する。

(1) 共通項目

「共通項目」とは、土砂災害防止法第7条第3項及び施行規則第5条に基づき円滑な警戒避難を確保する上で必要不可欠な最小限の記載項目をいい、全ての土砂災害ハザードマップに記載する。

(2) 地域項目

「地域項目」とは、土砂災害防止法第7条第3項及び施行規則第5条に基づき地域の特性に応じて警戒避難時に活用できる情報や、平常時における住民の土砂災害に関する意識啓発等に役立つ情報をいい、記載項目については作成主体である市町村の長が判断する。

「共通項目」と「地域項目」の分類及び記載例を表Ⅱ－1に示す。

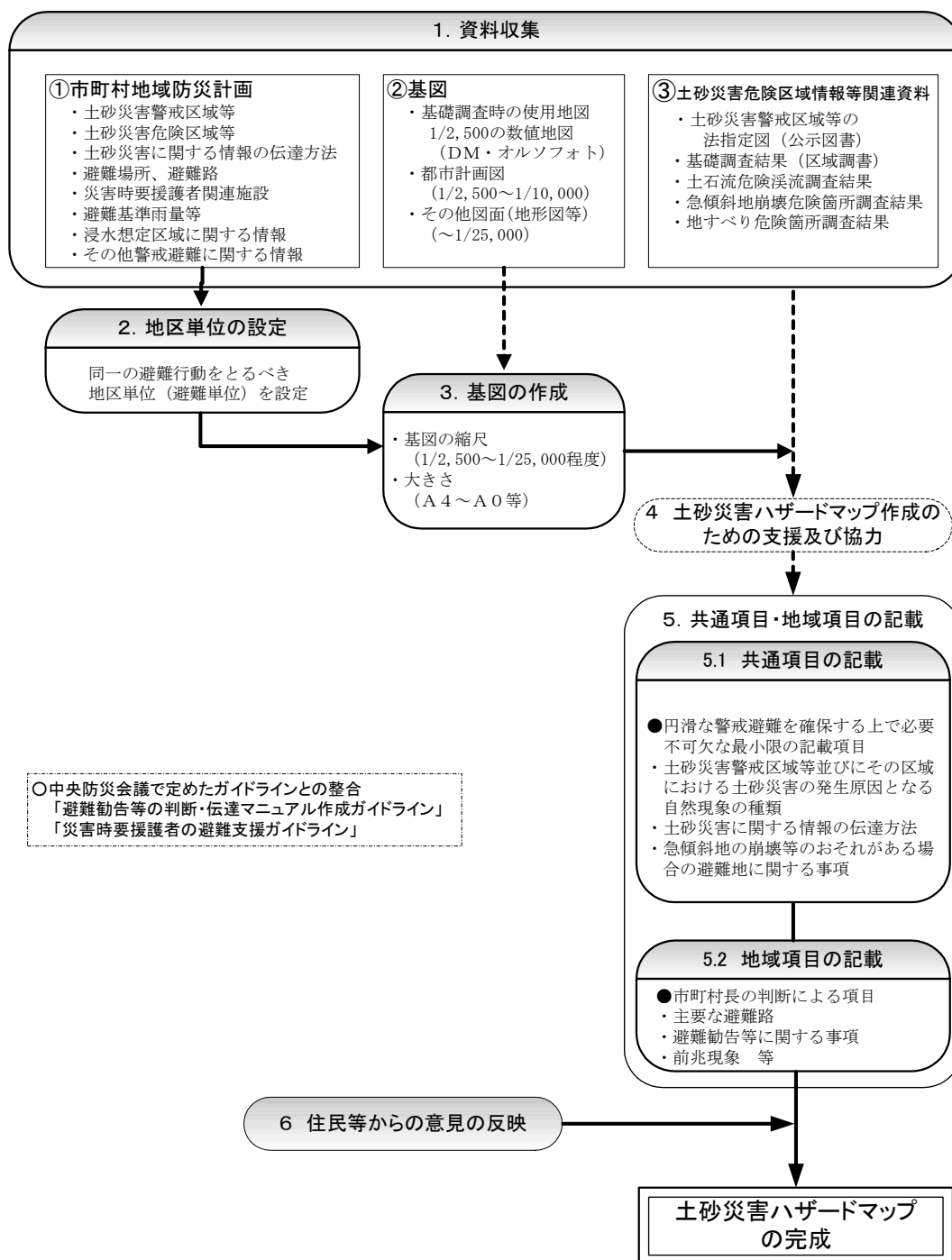
表Ⅱ-1 記載項目の分類及び記載例

	項 目
共通項目	○土砂災害警戒区域等並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (1) 土砂災害警戒区域等；土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (2) 自然現象の種類；急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り
	○土砂災害に関する情報の伝達方法 (1) 伝達手段 ＜記載例＞ 平常時（広域）：ホームページ、市町村だより、テレビ、ラジオ 平常時（地域・個別）：回覧板、電話、FAX、ホームページ、電子メール 警戒避難時（広域）：テレビ、ラジオ 警戒避難時（地域・個別）：防災行政無線、サイレン、広報車、電話、FAX、電子メール (2) 伝達経路※ ・行政から住民への情報の伝達経路 ・住民から行政への情報の伝達経路 ※伝達される情報についても記載することが望ましい。
	○急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項 ・避難場所に関する情報
地域項目	○土砂災害に関する情報の伝達方法 ・災害時要援護者関連施設への伝達手段及び伝達経路
	○急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項 ・主要な避難路
	○その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項 ・雨量情報 ・土砂災害警戒情報 ・警戒避難基準雨量（降雨指標値） ・避難準備情報 ・避難勧告情報 ・避難指示情報 ・避難時危険箇所 ・土砂災害危険区域 ・土砂災害の特徴 ・土砂災害の前兆現象 ・避難が困難な場合の対処方法 ・土砂災害履歴 ・避難時の心得 ・避難時の携行物 ・夜間時の避難の心得 ・広域的な警戒避難計画 ・観光客等を対象に警戒避難を確保する上で必要な情報 ・前兆現象を確認した場合の連絡方法 ・災害時要援護者に対する配慮 ・その他

第3章 土砂災害ハザードマップの作成

土砂災害ハザードマップは、同一の避難行動をとるべき地区単位（避難単位）を基本に共通項目と地域項目をわかりやすく表示し、住民等の意見を反映しつつ作成することを原則とする。

図Ⅲ-1 に土砂災害ハザードマップの作成手順を示す。



図Ⅲ-1 土砂災害ハザードマップの作成手順

1. 資料収集

第5 資料収集

土砂災害ハザードマップ作成に必要な基図、市町村地域防災計画、土砂災害危険区域情報などの関連資料を地域の実情に応じて収集する。

関連する資料の例を表Ⅲ-1 に示す。

表Ⅲ-1 関連資料一覧

資料名	資料内容	共通項目	地域項目
基 図	・ 基礎調査使用図面 1/2, 500 の数値地図 (DM・オルソフォト) ・ 都市計画図 (1/2, 500～1/10, 000 程度) ・ その他図面 (森林基本図、地形図等) (～1/25, 000)	—	—
市町村 地域防災 計画	・ 土砂災害警戒区域等 ・ 土砂災害危険区域等 ・ 土砂災害に関する情報の伝達方法 ・ 避難場所 ・ 避難路 ・ 災害時要援護者関連施設 ・ 避難基準雨量等 ・ 浸水想定区域に関する情報 ・ その他警戒避難に関する情報	○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
土砂災害 危険区域 情報等関 連資料	・ 土砂災害警戒区域等の法指定図 (公示図書) ・ 基礎調査結果 (区域調書) ・ 土石流危険渓流調査結果 ・ 急傾斜地崩壊危険箇所調査結果 ・ 地すべり危険箇所調査結果	○ ○	○ ○ ○ ○

2. 地区単位の設定

第6 地区単位の設定

土砂災害ハザードマップは、同一の避難行動をとるべき地区単位 (避難単位) を設定し、その地区単位を基本として作成する。

土砂災害防止法第 7 条第 1 項では土砂災害警戒区域ごとに避難体制に関する事項を定めるものとされているが、複数の土砂災害警戒区域等が隣接し、避難場所が共通している場合などは、避難場所や避難路の安全性等を勘案し、同一の避難行動をとるべき地区単位 (避難単位) *を設定し、その地区単位を基本として土砂災害ハザードマップを作成する。

同一の避難行動をとるべき地区単位は、自主防災組織や町内会、避難施設の状況、土砂災害警戒区域等・土砂災害危険区域、河川等の浸水想定区域、避難路等の被害による孤立が懸念される箇所を勘案して設定する。

* 集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会：避難勧告等の判断・伝達マニュアル 作成ガイドライン、p13、2005 年 3 月

3. 基図の作成

第7 基図の作成

土砂災害ハザードマップに用いる基図は、ハザードマップの作成単位、使用する地図の縮尺及び図化範囲等を考慮した上で作成する。

3.1 基図の縮尺

土砂災害警戒区域等毎に作成する場合は、1/2,500 程度が基本となる。また、同一の避難行動をとるべき地区単位が広範囲に及ぶ場合は、必要に応じて縮尺を変更する。

なお、土砂災害警戒区域等を明確に判別するため、基図の縮尺は 1/25,000 より大縮尺とする。

3.2 基図に使用する地図

基図に使用する地図を選定する際、基礎調査を実施した地区では数値地図（縮尺 1/2,500）が図化されている場合が多いため、これを基図として用いることが有効である。なお、既存地形図の作成時期が古く現状と差異がある場合は、基図の修正をする。

4. 土砂災害ハザードマップ作成のための支援及び協力

第8 土砂災害ハザードマップ作成のための支援及び協力

国及び都道府県は、市町村の長が土砂災害ハザードマップを作成するにあたっては、基礎調査結果による土砂災害警戒区域等の区域図、自然現象の種類等を基礎資料として提供するほか、警戒避難に関する技術的支援を積極的に行う。

【解 説】

都道府県は土砂災害防止法第4条に基づく基礎調査の実施主体であることから、市町村の長が土砂災害ハザードマップを作成する場合には、基礎調査結果を基礎資料として提供する。また、国及び都道府県は、避難基準雨量、過去の災害実態資料を提供するほか、警戒避難に関する必要な技術的支援を積極的に行う。

5. 共通項目・地域項目の記載

5.1 共通項目の記載

第9 共通項目の記載

共通項目とは、土砂災害防止法第7条第3項に基づき円滑な警戒避難を確保する上で必要不可欠な最小限の記載する項目をいい、全ての土砂災害ハザードマップに記載する。

(1) 土砂災害警戒区域等並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土砂災害警戒区域等並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）を記載する。

(2) 土砂災害に関する情報の伝達方法

市町村地域防災計画に定められた、土砂災害に関する情報の伝達手段及び伝達経路を記載する。

(3) 急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項

市町村地域防災計画に定められた、同一の避難行動をとるべき地区単位（避難単位）ごとの避難場所の位置、名称、所在地、連絡先等を記載する。

【解 説】

共通項目とは、土砂災害防止法第7条第3項及び施行規則第5条に基づき円滑な警戒避難を確保する上で必要不可欠な最小限の記載項目をいい、①土砂災害警戒区域等並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、②土砂災害に関する情報の伝達方法、③急傾斜地の崩壊等のおそれのある場合の避難地に関する事項に分類し、記載する。

(1) 土砂災害警戒区域等並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

法指定図面である土砂災害警戒区域区域図及び土砂災害特別警戒区域区域図を活用し、土砂災害警戒区域等並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）を土砂災害ハザードマップに記載する。なお、土砂災害警戒区域等の指定に至っていない地域においては、既往の土砂災害危険区域もあわせて記載することが望ましい。

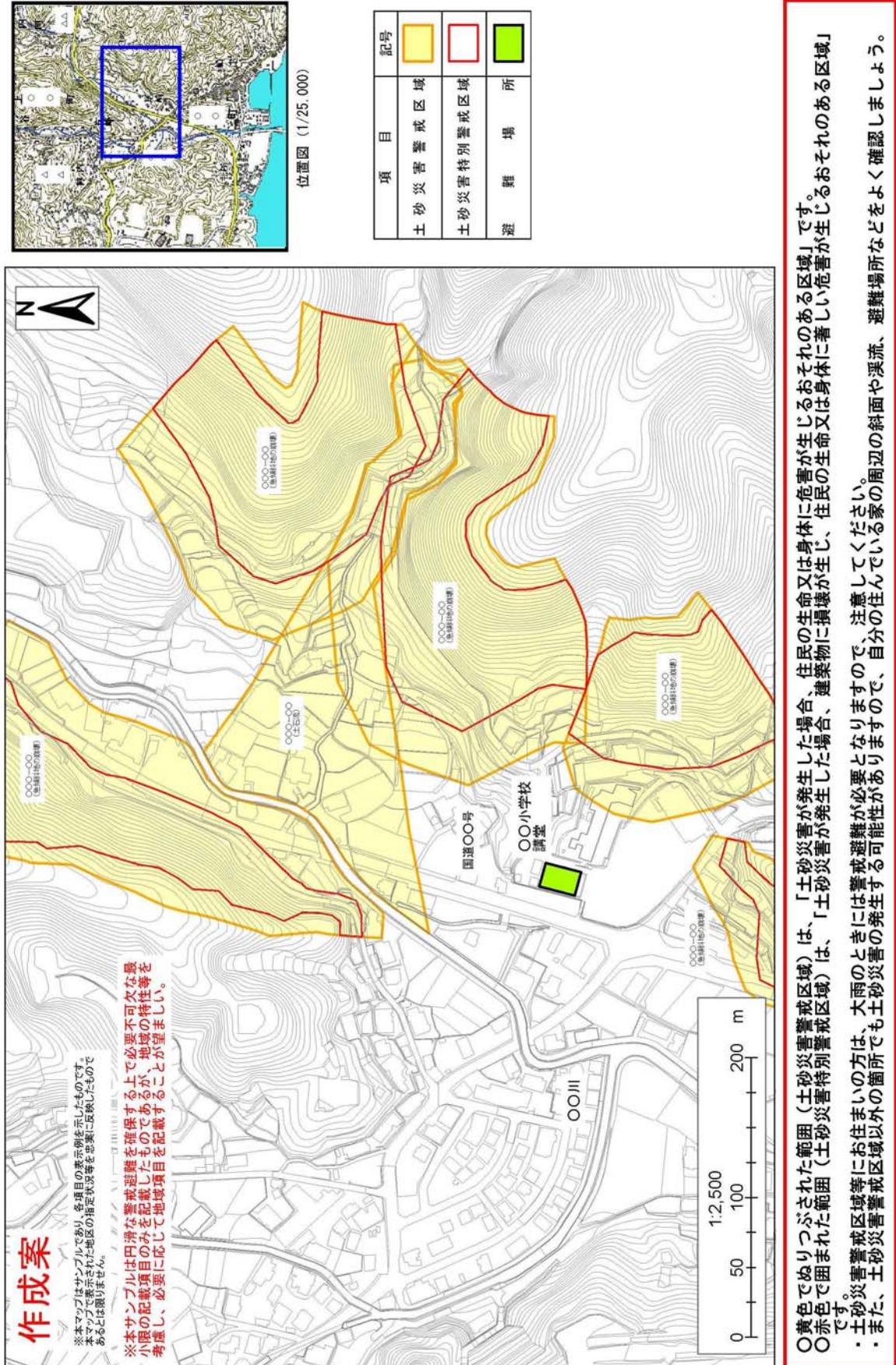
(2) 土砂災害に関する情報の伝達方法

平常時から住民の防災意識の向上を促すため必要な情報や、警戒避難時の避難行動を促すため必要な情報等の伝達手段、伝達経路等を記載する。

なお、伝達する情報内容については市町村の長において判断するものとし、選定した情報内容に対して、個人情報保護法等を考慮して適切な情報伝達経路、伝達方法を記載する。

(3) 急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項

避難場所の位置、名称、所在地、連絡先等を記載する。なお、避難場所の選定については、その位置・経路の土砂災害等に対する安全評価や建物構造の安全性の確認等について別途検討を行う。



図Ⅲ-2(2) 共通項目のみを記載した事例（基盤図にDMを用いた場合）

大雨の時など避難の際に必要となりますので、家族全員がわかる場所に貼っておきましょう。

- ②雨が強くなってきたら、積極的に雨量情報、予報、警報等の情報を入手しましょう！

○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域です。



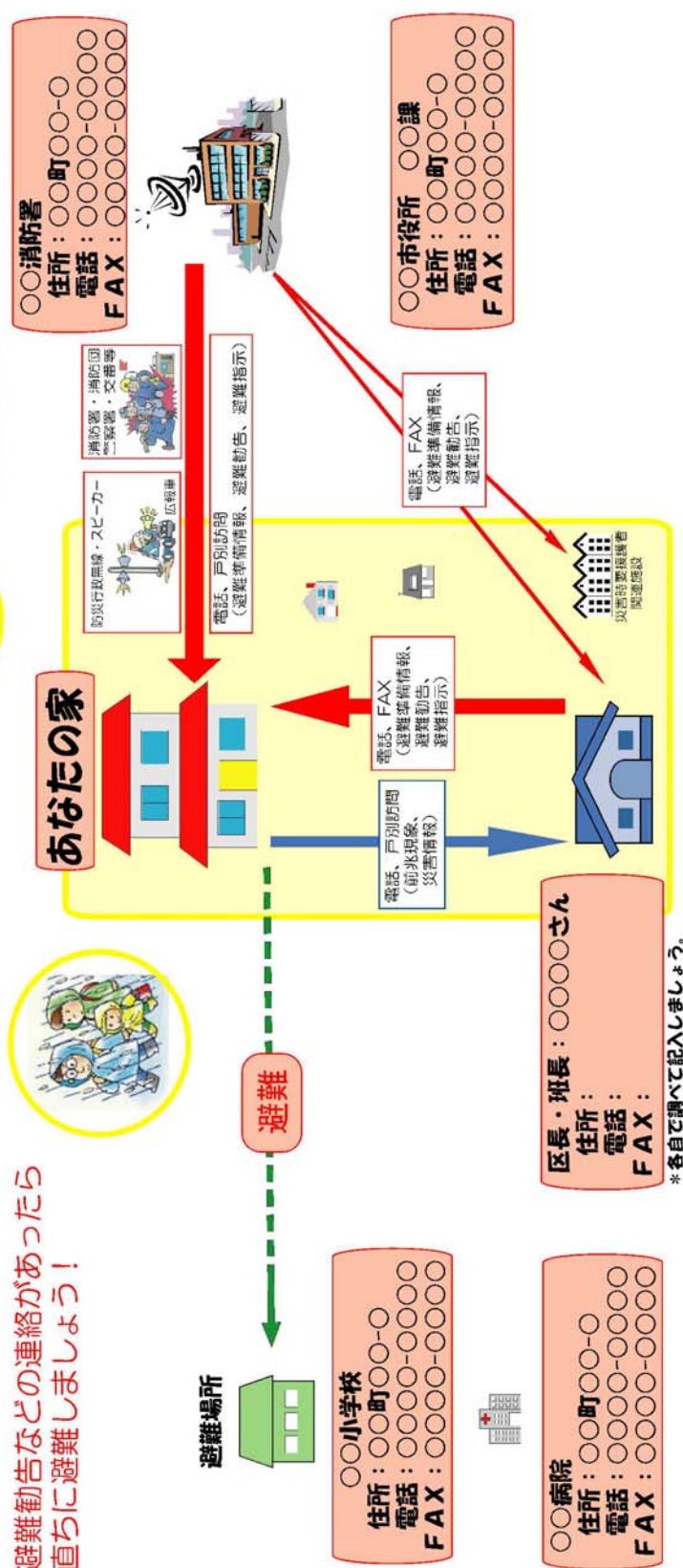
土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となる可能性がありまので、注意してください。



☎ 電話応答による
雨量情報提供サービス
〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県防災情報システム
アドレス (<http://000000000000>)

- ### ③避難勧告などの連絡があったら直ちに避難しましょう！



図Ⅲ-2(5) 共通項目のみを記載した事例 (情報の伝達方法等)

5.2 地域項目の記載

第10 地域項目の記載

地域項目とは、土砂災害防止法第7条に基づき円滑な警戒避難を確保する上で必要に応じて記載する項目で、警戒避難時に活用できる情報や、平常時における住民の土砂災害に関する意識啓発等に役立つ項目をいう。記載する項目については作成主体である市町村の長が地域の特性や実情に応じて判断する。

【解 説】

地域項目とは、共通項目以外で地域の特性に応じて警戒避難時に活用できる情報や平常時における住民の土砂災害に関する意識啓発等に役立つ項目をいい、①土砂災害に関する情報の伝達方法、②急傾斜地の崩壊等のおそれのある場合の避難地に関する事項、③その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項に分類し、記載する。なお、記載項目については、作成主体である市町村の長が土砂災害ハザードマップに掲載するかどうかを適宜判断した上で整理する。

【記載項目例】

①土砂災害に関する情報の伝達方法

- ・災害時要援護者関連施設への伝達経路

②急傾斜地の崩壊等のおそれのある場合の避難地に関する事項

- ・主要な避難路

③その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項

- ・雨量情報
- ・土砂災害警戒情報
- ・警戒避難基準雨量（降雨指標値）
- ・避難準備情報、避難勧告、避難指示

行政（市町村の長）が避難勧告等を発令するまでの流れを掲載することが望ましい。

・避難時危険箇所

住民が避難行動を取る際に浸水、津波及び高潮等の危険が及ぶことが想定される箇所を記載する。

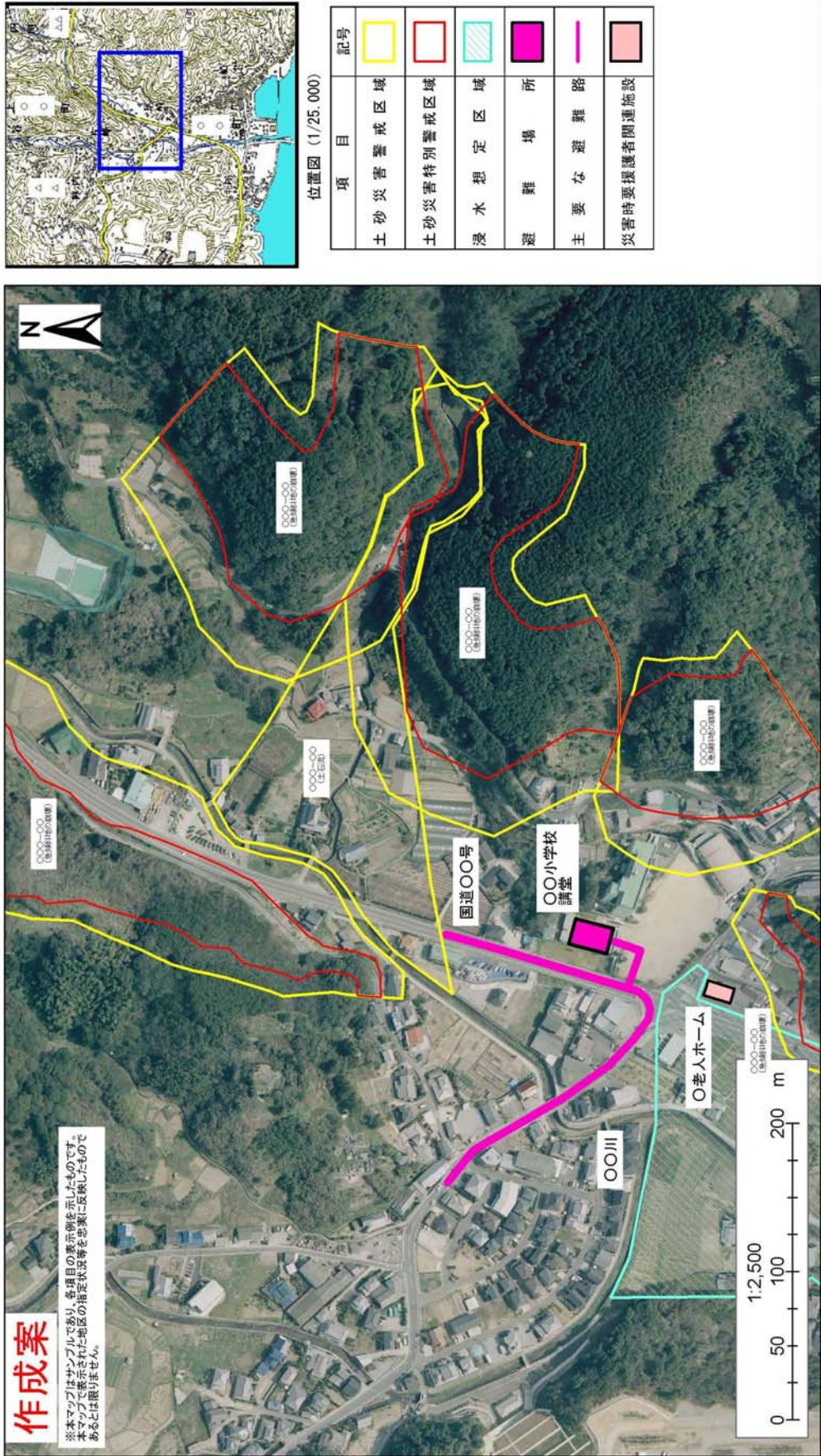
- ・土砂災害危険区域
- ・土砂災害の特徴
- ・土砂災害の前兆現象

自然現象の種類（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）別に、具体的な前兆現象を記載する。

- ・避難が困難な場合の対処方法
- ・土砂災害履歴
- ・避難時の心得
- ・避難時の携行物
- ・夜間時の避難の心得
- ・広域的な警戒避難計画
- ・観光客等を対象に警戒避難を確保する上で必要な情報
- ・前兆現象を確認した場合の連絡方法
- ・災害時要援護者に対する配慮
- ・その他

〇〇市〇〇町〇〇地区 土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先：
 〇〇県 〇〇部 電話 〇〇-〇〇〇〇
 ホームページ (http://〇〇-〇〇〇〇)
 〇〇市 〇〇課 電話 〇〇-〇〇〇〇
 ホームページ (http://〇〇〇〇〇〇〇〇)

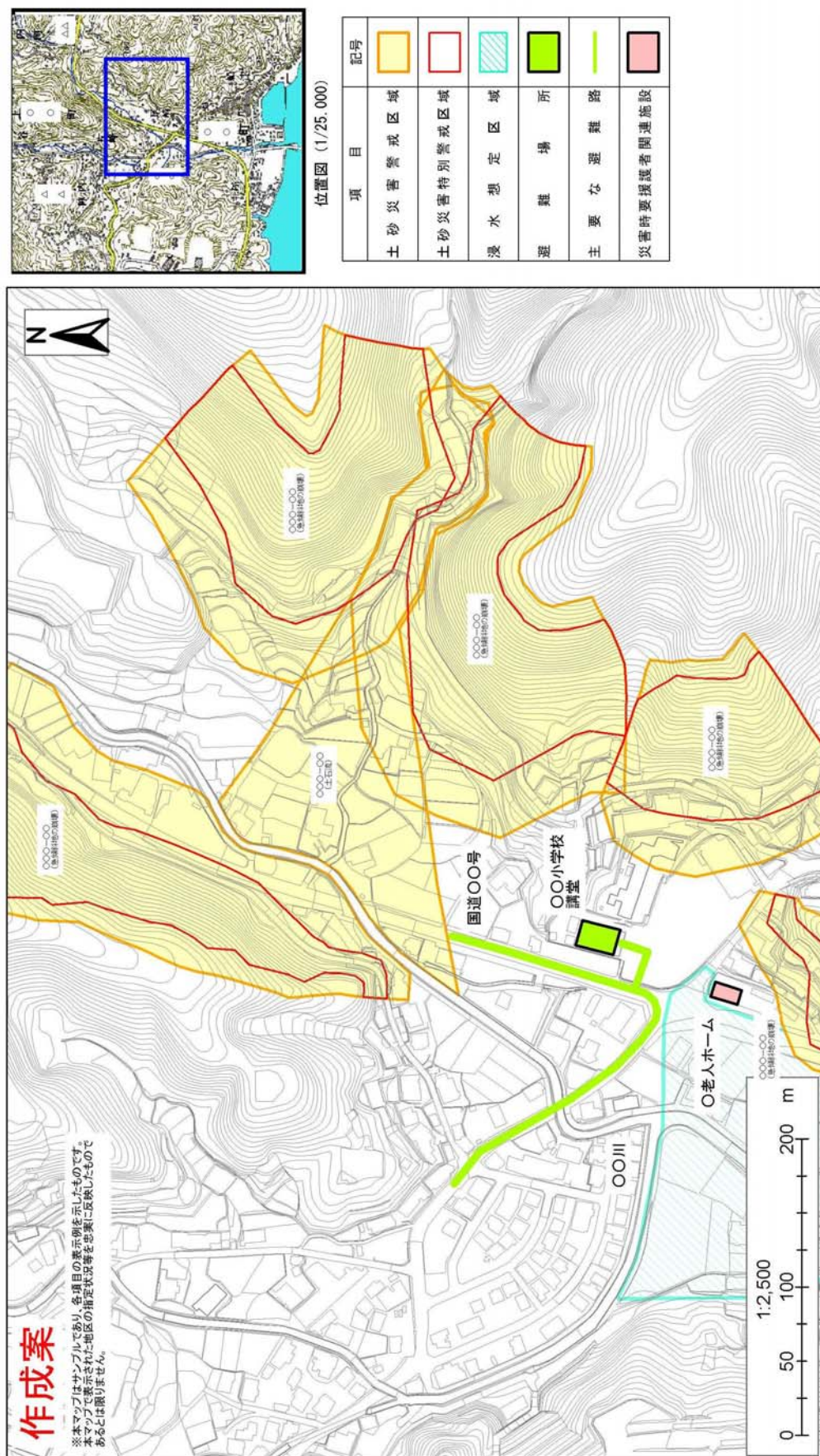


〇黄色でぬりつぶされた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
 〇赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。
 ・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
 ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

図Ⅲ-3(1) 共通項目及び地域項目を記載した事例（基盤図にオルソフォトを用いた場合）

〇〇市〇〇町〇〇地区
土砂災害ハザードマップ。

問い合わせ先：
 ○○県 ホームページ (http://○○○○○○○○○○)
 ○○市 ホームページ (http://○○○○○○○○○○)
 ○○課 電話 ○○○-○○○○
 ○○部 電話 ○○○-○○○○



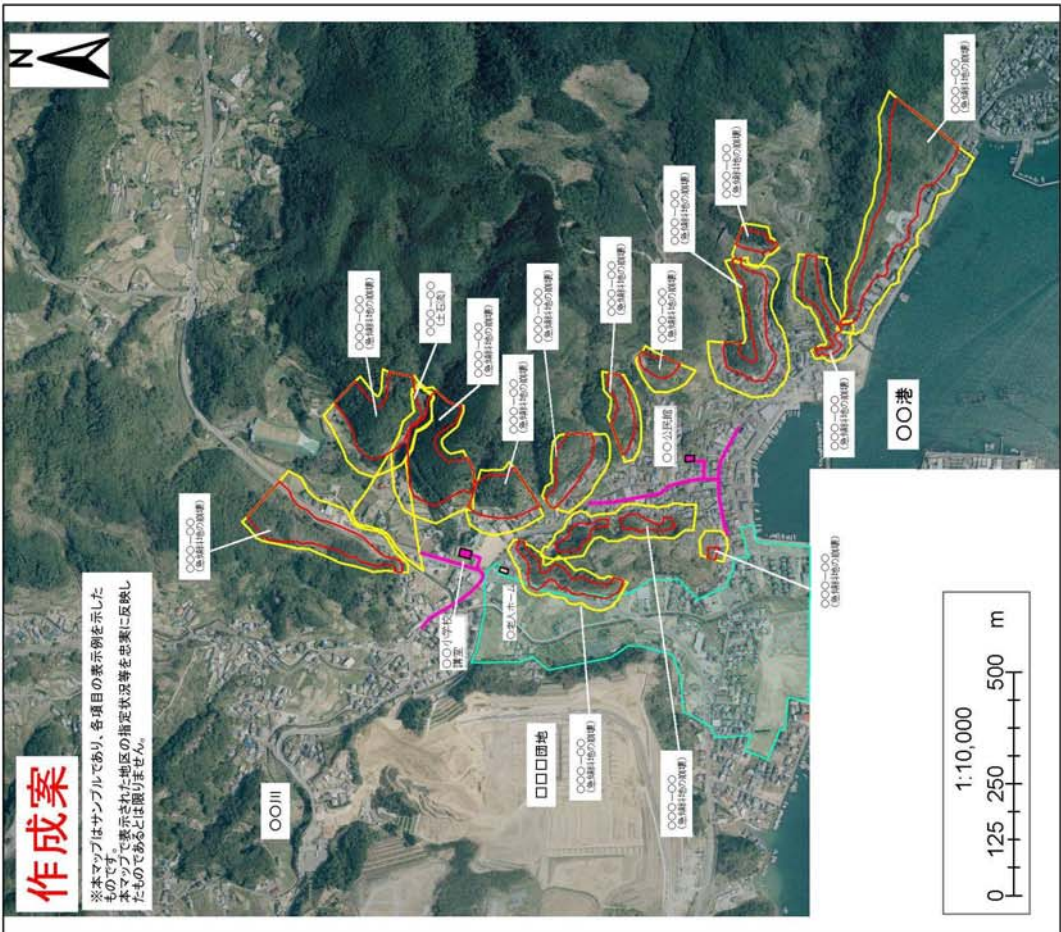
●黄色でぬりつぶされた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

図Ⅲ-3(2) 共通項目及び地域項目を記載した事例（基盤図にDMを用いた場合）

〇〇市〇〇町〇〇地区 土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先：
 〇〇県 〇〇部 〇〇課 電話 〇〇-〇〇〇〇
 〇〇市 ホームページ (http://〇〇-〇〇〇〇)
 〇〇市 〇〇課 電話 〇〇-〇〇〇〇
 ホームページ (http://〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)

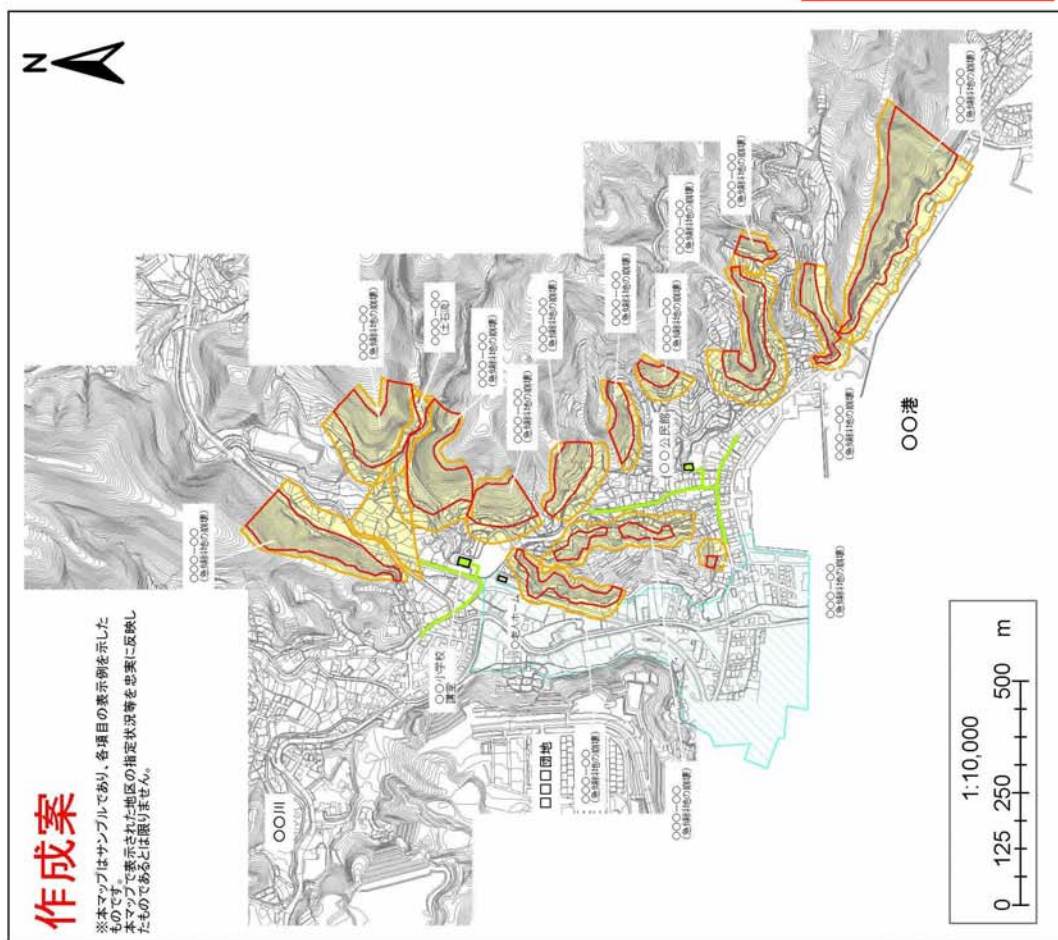


項目	記号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
浸水想定区域	
避難場所	
主要な避難路	
災害時要援護者関連施設	

〇黄色でぬりつぶされた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
 〇赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。
 ・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
 ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

図Ⅲ-3(3) 共通項目及び地域項目を記載した事例（基盤図にオルソフォトを用い、(1)より小縮尺の地図を使用した場合）

問い合わせ先：
 ○○県 ホームページ (http://○○○○○○○○○○)
 ○○市 ホームページ (http://○○○○○○○○○○)
 ○○課 電話 ○○-○○○○○○○○
 ○○部 電話 ○○-○○○○○○○○



黄色でぬりつぶされた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

- ・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性があります。また、土砂災害警戒区域以外の家の周辺の斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

図Ⅲ-3(4) 共通項目及び地域項目を記載した事例（基盤図にDMを用い、(2)より小縮尺の地図を使用した場合）

大雨の時など避難の際に必要となりますので、家族全員がわかる場所に貼っておきましょう。

- ③前兆現象を見つけたら、直ちに区長・役場などに連絡しましょう！

④基準雨量を超えていたら、避難が必要です！

⑤避難勧告などの連絡があったら直ちに避難しましょう！

- ⑥避難の際はこんなことに気をつけよう！

- ・避難場所へ避難する際は、他の土砂災害危険箇所や浸水想定区域（浸水するおそれがある区域）を避けた避難経路を選択しましょう。
- ・溪流から直角方向に避難し、できるだけ溪流から離れましょう。

雨が強くなってきたら

10

前兆現象を見たら



00

住所：○

FAX: 電話:

FAX: 0

[illegible]

避難のときは

466



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
84

及び地域項目を言

図Ⅲ-3(5) 共通項目及び地域項目を記載した事例 (情報の伝達方法等) 前兆現象等)

21

6. 住民等からの意見の反映

第11 住民等からの意見の反映

市町村の長は、土砂災害ハザードマップの作成にあたって、説明会の開催等により、住民等の意見が反映されるように努める。

【解 説】

土砂災害ハザードマップは、住民が警戒避難時等に活用することを主目的として作成することから、土砂災害ハザードマップ案を説明して示す等して、住民等からの意見聴取などを行い、地域の実情、土砂災害履歴等、地域特性を最終的なハザードマップに反映させるよう努める。

住民等からの意見の主な聴取方法を以下に示す。

- ① 住民に対する説明会や縦覧の実施
- ② 住民の代表者（自治会長等）への説明会の実施
- ③ 地域の実情や防災に詳しい学識経験者への説明
- ④ 警察、水防団、消防団等からの意見聴取
- ⑤ その他

第4章 住民等への周知・普及

第12 住民等への周知・普及

市町村の長は、作成した土砂災害ハザードマップが有効に活用されるよう住民等に対し、速やかに公表・配布し、その周知・普及を図る。

【解 説】

人的被害を防止し、住民等の自主避難を促進するためには、土砂災害ハザードマップを公表するだけでなく、住民等に対して土砂災害ハザードマップの意義や記載されている情報の説明を繰り返し周知・普及することが効果的である。

市町村の長は、作成した土砂災害ハザードマップが避難時に有効に活用されるよう、住民等に対し以下の手法等により速やかに公表・配布する。

【住民等への周知・普及方法（例）】

- ① 土砂災害ハザードマップを印刷物として配布するなど適切な方法により、各世帯に提供する。
- ② インターネットの利用等の適切な方法により、住民が土砂災害ハザードマップの提供を受けることができる状態におく。
- ③ 土砂災害ハザードマップを利用した防災訓練（避難訓練等）を実施する。
- ④ 学校等において土砂災害ハザードマップを利用した防災教育を実施する。
- ⑤ 土砂災害ハザードマップを観光情報と併せて周知し、観光客にも普及させる。
 - ・観光パンフレットと同時配布
 - ・市町村観光情報サイトに土砂災害ハザードマップを掲載
 - ・駅・観光施設等での掲示・配布
- ⑥ その他

第5章 その他

1. 広域的な警戒避難計画

第13 広域的な警戒避難計画

市町村内に安全な避難場所がない場合等、市町村界（都府県界）を越えて住民の避難を必要とする場合は、当該市町村の長等は市町村間（都府県間）の十分な事前調整を図った上で土砂災害ハザードマップ（広域土砂災害ハザードマップ）を作成する。

【解 説】

土砂災害警戒区域等が広範囲に及ぶ等、市町村界（都府県界）を越えて住民の避難を必要とする場合は、

- ・市町村（都府県）を越えた避難を踏まえた避難体制の構築
- ・市町村（都府県）間での避難情報の共有

等が必要となる。これらの事項について市町村間（都府県間）において事前調整を行った上で土砂災害ハザードマップを作成する。

2. 記載内容の更新

第14 記載内容の更新

市町村の長は、土砂災害ハザードマップの記載内容に変更があった場合には、土砂災害ハザードマップの更新を適宜行い、その周知・普及を図る。

【解 説】

市町村の長は、土砂災害警戒区域等の指定の変更等があった場合や、避難場所の新設・変更等地域防災計画が修正された場合などには、土砂災害ハザードマップを適宜更新するとともに、公表・配布し、その周知・普及を図る。その際、表示方法の工夫などもあわせて行う。

土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説 (案)

参 考 資 料

目 次

1. 基図に使用する地図について.....	1
2. 共通項目の記載	2
2.1 土砂災害警戒区域等並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類..	2
(1) 土砂災害警戒区域等の記載.....	2
(2) 自然現象の種類の記載.....	2
2.2 土砂災害に関する情報の伝達方法.....	4
2.3 急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項（避難場所に関する情報）..	6
3. 地域項目の記載	7
3.1 土砂災害に関する情報の伝達方法.....	7
3.2 急傾斜地の崩壊等のおそれのある場合の避難地に関する事項（主要な避難路）	8
3.3 その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項.....	9
(1) 雨量情報	9
(2) 土砂災害警戒情報、警戒避難基準雨量（降雨指標値）	10
(3) 避難準備情報等.....	11
(4) 避難時危険箇所.....	12
(5) 土砂災害危険区域.....	13
(6) 土砂災害の特徴.....	14
(7) 土砂災害の前兆現象.....	15
(8) 避難が困難な場合の対処方法.....	17
(9) 土砂災害履歴.....	17
(10) 避難時の心得.....	17
(11) 避難時の携行物.....	18
(12) 広域的な警戒避難計画.....	19
(13) その他の記載.....	20
土砂災害ハザードマップ作成案.....	22
用語集	26
土砂災害防止法第7条、土砂災害防止法施行規則第5条 法文.....	30

1. 基図に使用する地図について

土砂災害ハザードマップの基図に使用する地図は、基礎調査で使用する数値地図（DM、オルソフォト）を用いることが望ましい。

基図に使用可能な地形図等及びその特徴について、表 1.1 に示す。

表 1.1 地形図及びその特徴

縮尺	名 称	入手先	特 徴
1/2, 500	数値地図 (DM)	都道府県 砂防主管課	既往の土砂災害危険箇所の範囲をバッファリング※して図化範囲としている場合が多い。この場合、図郭内のバッファリング外の範囲は図化されず、地図が空白となる(図 1 参照)。そのため、避難場所周辺の地図がないケース等が発生する。
	数値地図 (オルソフォト)	都道府県 砂防主管課	図郭内で空白部分が発生することはない。撮影時期の違い等により図郭によって色合い等が異なる場合がある。
	都市計画図	市町村	・都市計画区域およびその周辺のみで作成されている場合が多い。その場合、山間部の土砂災害危険箇所周辺では地図が作成されていない場合がある。 ・1/10, 000 で縮小編纂されている場合がある。
1/25, 000	地形図	国土地理院	全国整備されており、等高線は 10m 間隔
	数値地図	国土地理院	1/25, 000 地形図をデジタル化した TIFF 形式データ

※地図上のある点や線・面からの距離が一定以内の地域を抽出すること。ここでは、既往の危険箇所から一定距離分広めに地図を作成することをいう。

【DM とオルソフォトの使用例】

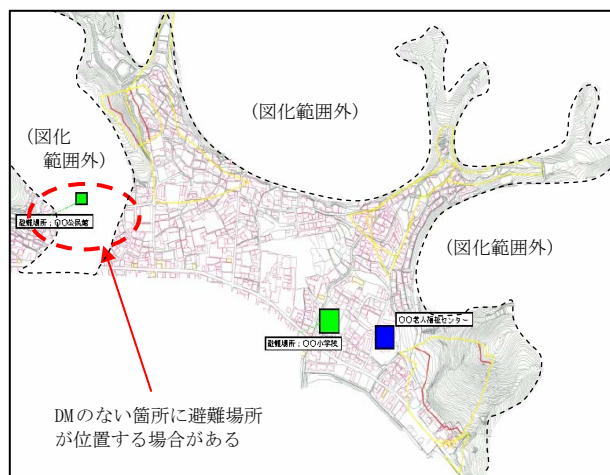


図 1.1 数値地図（DM）使用例



図 1.2 数値地図（オルソフォト）使用例

2. 共通項目の記載

2.1 土砂災害警戒区域等並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

(1) 土砂災害警戒区域等の記載

土砂災害警戒区域等は、使用する基図上で視認しやすい書式（中抜き、ハッチング、塗りつぶし等）を適宜選択し、必要に応じて箇所番号、箇所名等を地図上で表示したり一覧表で整理して記載することが望ましい。

(2) 自然現象の種類の記載

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類ごとに凡例を区別して記載する方法（図 2.1 参照）や、凡例を統一して自然現象の種類を地図上での表示や一覧表で整理して記載する方法（図 2.2、表 2.1 参照）等がある。

【土砂災害警戒区域等並びにこれらの区域における自然現象の種類の記載例】

項 目		記号
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊	
	土石流	
	地滑り	
土砂災害特別警戒区域		

図 2.1 凡例記載例(1)
(自然現象毎に凡例を設定した場合)

項目	記号
土砂災害警戒区域	 箇所番号 ○○○-○○ 箇所名 ○○○○ 急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り
土砂災害特別警戒区域	

図 2.2 凡例記載例(2)
(凡例を統一した場合)

表 2.1 土砂災害警戒区域ごとの箇所番号・箇所名 一覧表

箇所番号	箇所名	自然現象の種類
○○-○○	○○地区	急傾斜地の崩壊
△△-△△	△△沢	土石流
□□-□□	□□地区	地滑り

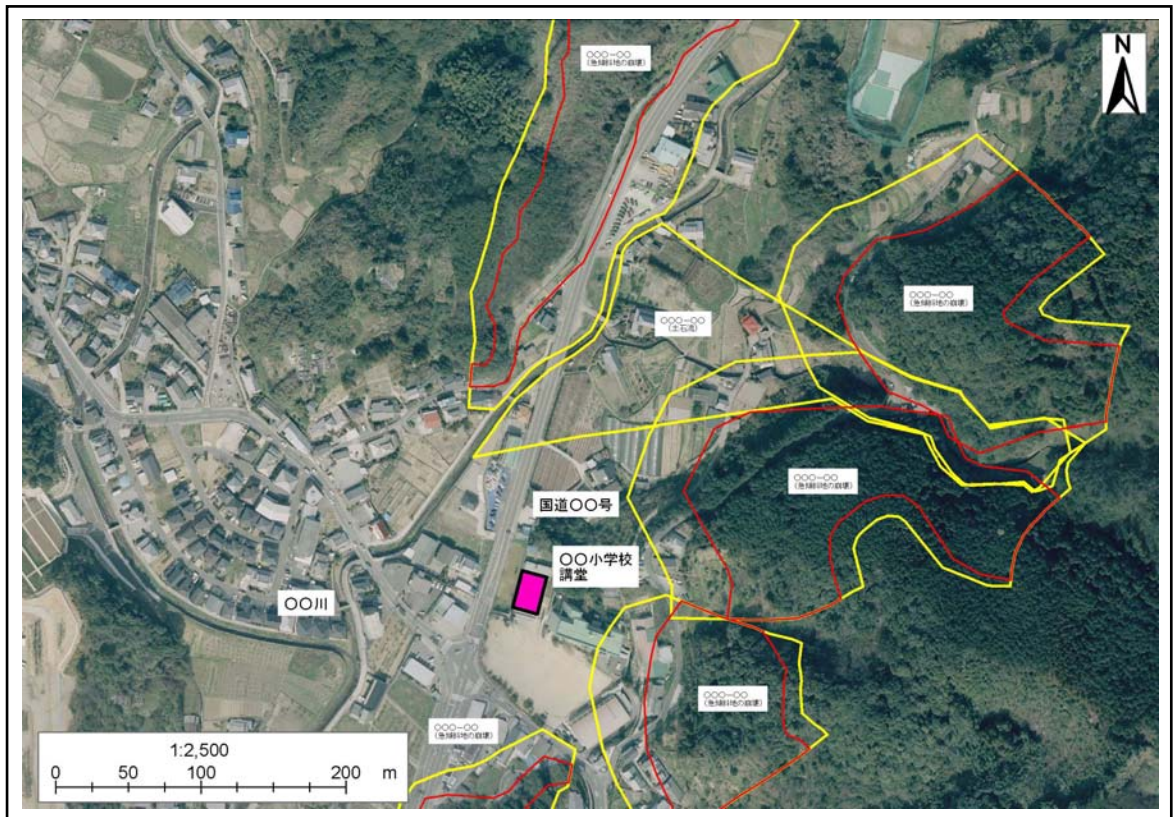


図 2.3 オルソフォトを基図として土砂災害警戒区域等を記載した例

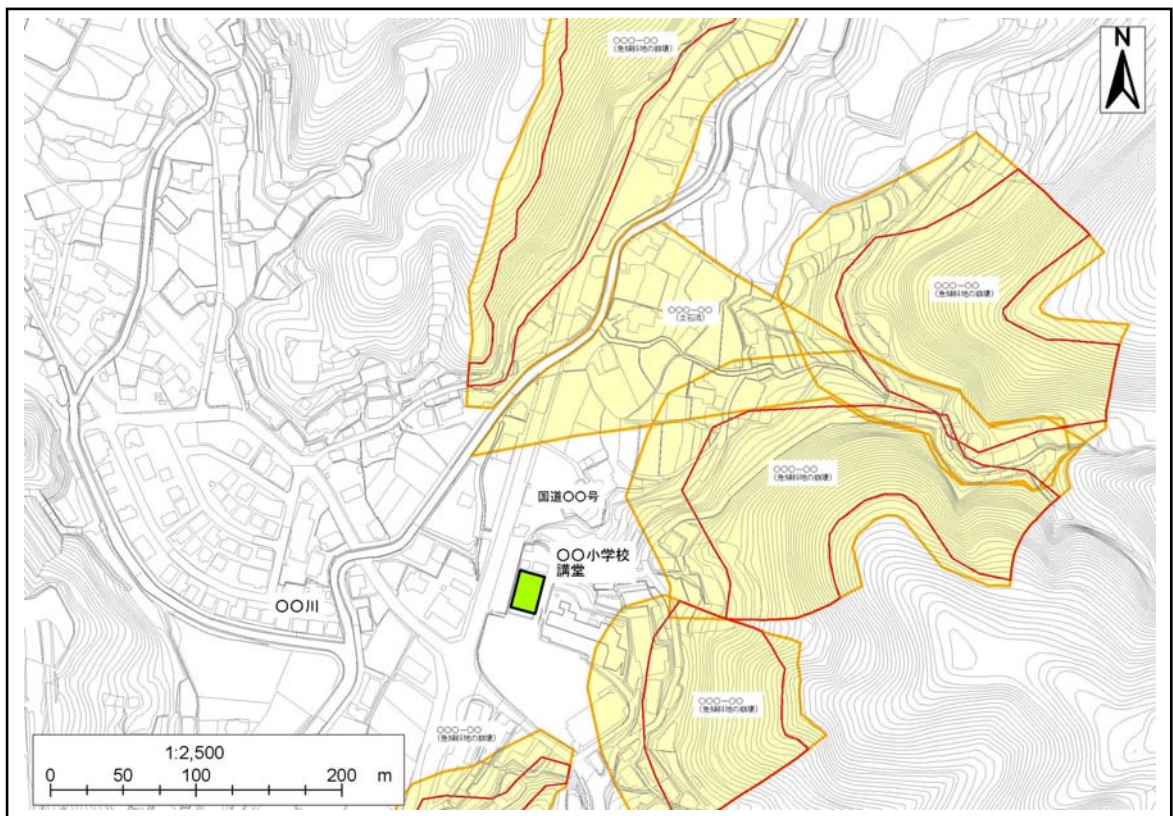
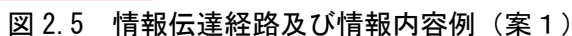


図 2.4 DM を基図として土砂災害警戒区域等を記載した例

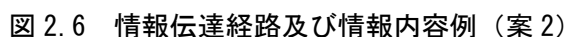
※上図は 1:2,500 縮尺の図面を縮小して表示している。

土砂災害に関する伝達すべき情報、伝達手段および伝達経路等について、住民等にわかりやすく記載することが望ましい。

＜イラスト等を用いて、情報内容及び伝達経路を「あなたの家」を中心に簡単に表現し、住民が理解しやすいようにしたもの＞



＜伝達経路等をフロー化して表現したもの＞



【参考資料：土砂災害警戒情報の伝達と提供】

土砂災害に関する基準情報（砂防部局）と注意報・警報（気象庁）の連携による土砂災害警戒情報の伝達経路を以下に示す。

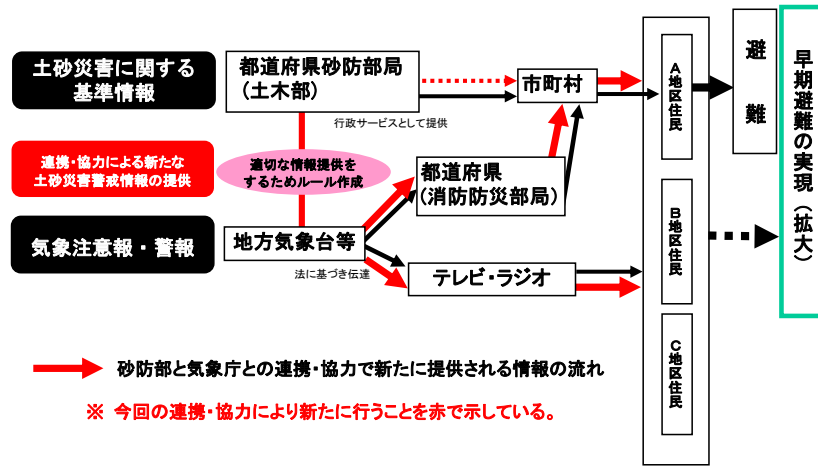


図 2.7 土砂災害警戒情報の伝達と提供

＜出典＞「都道府県と気象庁が協同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き（平成 17 年 6 月）」
（国土交通省河川局砂防部、気象庁予報部）

【参考資料：河川部局の情報の伝達経路】

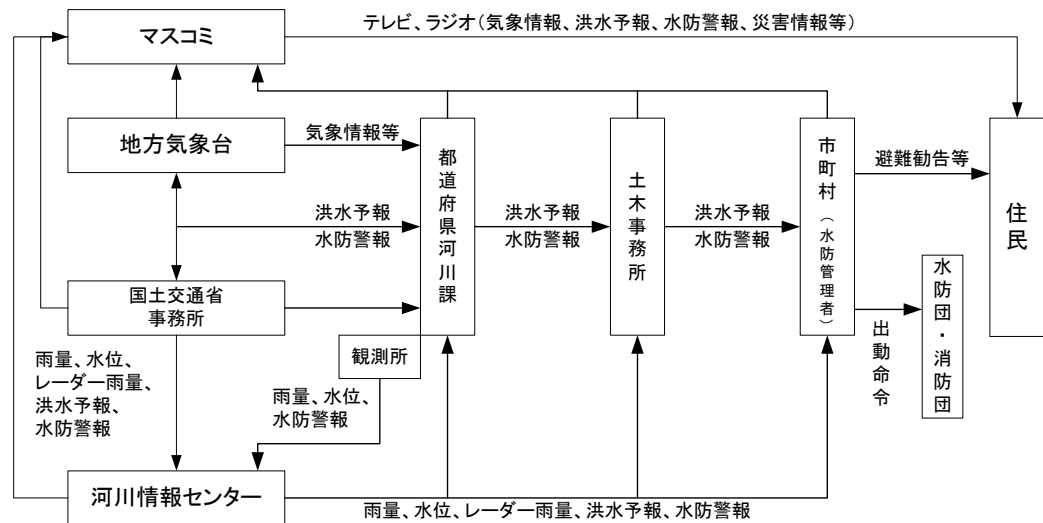


図 2.8 河川部局における情報内容と伝達経路の例

＜出典＞「自然災害の危機管理」（ぎょうせい）
を一部加筆

2.3 急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項（避難場所に関する情報）

使用する基図上で視認しやすい書式（中抜き、ハッチング、塗りつぶし等）を適宜選択して避難場所を記載することが望ましい。

避難場所の所在地・連絡先等は、前節の情報伝達の図（図-2.5 参照）や表で記載したり、下記に示す一覧表等で記載することが望ましい。

【避難場所の設定例】

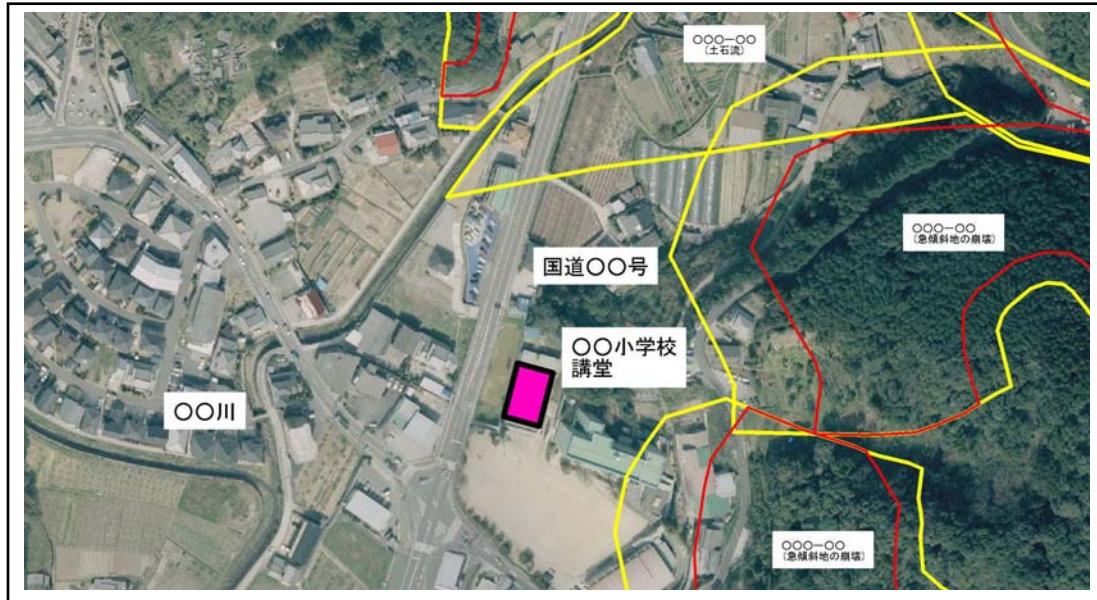


図 2.9 避難場所の記載

表 2.2 避難場所一覧

避難場所の名称	所在地	連絡先
OO小学校	OO市OO町大字OO-〇-〇	〇〇〇-〇〇〇〇

【避難場所が警戒区域の近傍にない場合の記載方法】

避難場所が警戒区域の近傍にない場合は、位置図等を活用した記載方法等による対応等を検討する。



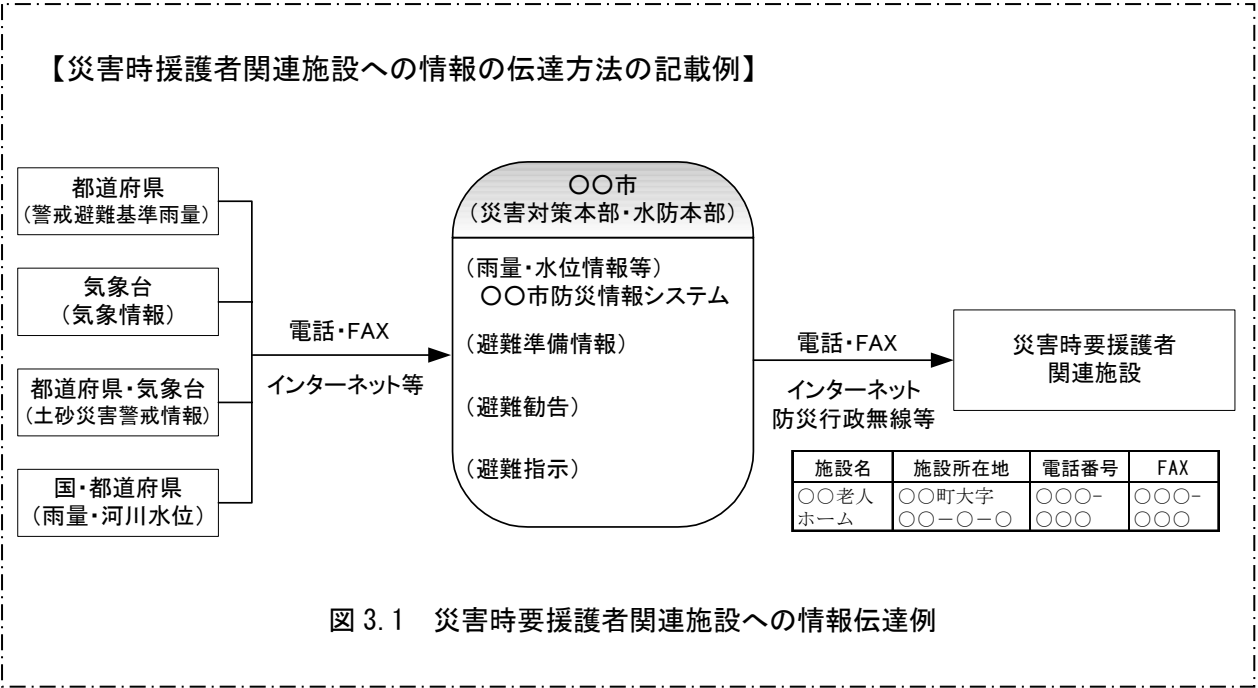
図 2.10 避難場所が警戒区域の近傍にない場合の記載例

3. 地域項目の記載

3.1 土砂災害に関する情報の伝達方法

○災害時要援護者関連施設への情報の伝達方法の記載

災害時要援護者関連施設への情報の伝達経路・伝達する情報（予警報、避難準備情報など）を記載するほか、災害時要援護者関連施設の施設名、所在地、連絡先等を記載することが望ましい。



3.2 急傾斜地の崩壊等のおそれのある場合の避難地に関する事項（主要な避難路）

避難場所と同様、使用する基図上で視認しやすい書式を適宜選択して避難路を記載することが望ましい。

避難場所に至るまでの避難路は、災害図上訓練、現地避難訓練等の実施の他、住民自らが自宅から避難所までを歩くなどして実際に避難路の安全性、避難に要する時間等を考慮の上設定することが望ましい。

土砂災害警戒区域の境界部から避難場所までの主要な道路を避難路として設定した事例を以下に示す。

【避難路の記載例】

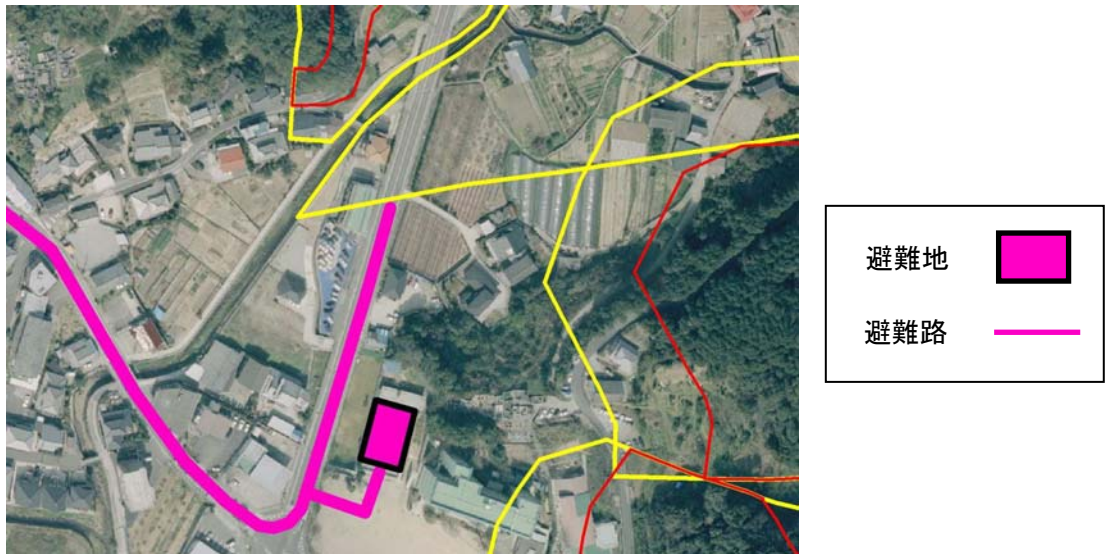


図 3.2 主要な避難路の記載例

3.3 その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項

(1) 雨量情報

土砂災害は一般に台風や集中豪雨などによる大雨時に発生するため、住民が雨量情報を入手する手段を記載することが望ましい。また、住民が雨量情報を認識しやすいように表3.1のような説明文を加えることが望ましい。

【雨量情報について】

●主な雨量情報

- ・ 国土交通省、都道府県、市町村の雨量観測情報
- ・ 気象庁の雨量情報（アメダス情報、レーダー雨量等）

●インターネットによる提供方法例

インターネットでの情報提供の場合、ホームページアドレスを記載するものとする。



図 3.3 防災情報提供センター（国土交通省）

< 出典 > 国土交通省防災情報提供センターホームページ

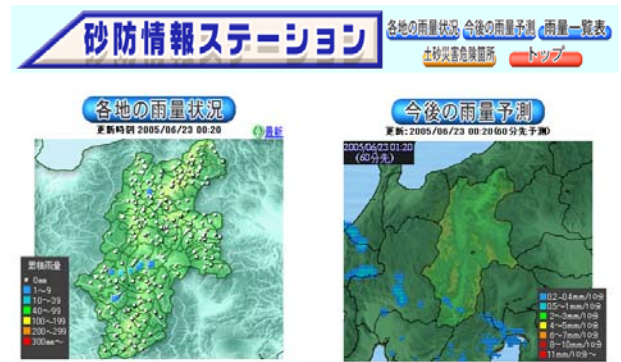


図 3.4 防災情報ステーション（長野県）

< 出典 > 長野県ホームページ

●電話応答装置による提供方法例

メッセージ例



こちらは、広島県です。
○月○日○時○分現在
彩か丘局の 時間雨量は○ミリ 連続雨量は○ミリ
堂免橋局の 時間雨量は○ミリ 連続雨量は○ミリ
日浦局の 時間雨量は○ミリ 連続雨量は○ミリ
上原局の 時間雨量は○ミリ 連続雨量は○ミリ

電話番号	地区	対象市町村
082-505-1030 082-505-1031	広島地区	広島市、安芸郡のうち府中町、海田町、熊野町、坂町
0829-32-4641	廿日市地区	大竹市、廿日市市、佐伯郡のうち大野町、湯来町、宮島町
0823-22-8620 0823-22-8615	呉地区	呉市、安芸郡のうち音戸町、倉橋町、蒲刈町 豊田郡のうち安浦町、川尻町、豊町、豊浜町

< 出典 > : 広島県ホームページ

図 3.5 電話応答による雨量情報提供サービス（広島県）

●雨量情報の説明例

表 3.1 雨量と人が受けるイメージ

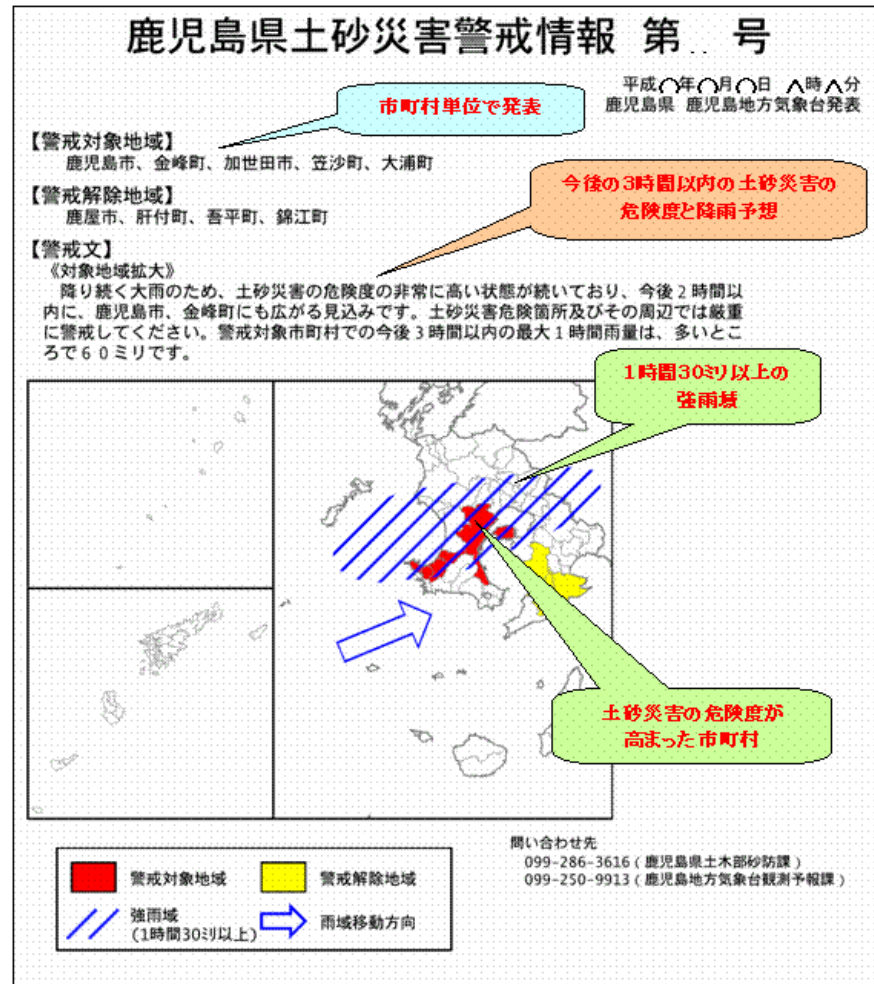
1時間雨量	人が受けるイメージ	災害発生状況
10～20ミリ	ザーザー降る	長く続くとときは注意が必要。
20～30ミリ	どしゃ降り	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模のがけ崩れが始まる。
30～50ミリ	バケツをひっくり返したように降る	山崩れ、がけ崩れが起きやすくなり、危険地帯では避難の準備が必要。都市では下水管から雨水があふれる。
50～80ミリ	滝のように降る	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある。土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する。
80ミリ以上	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる。	雨による大規模な災害の発生するおそれ強く、厳重な警戒が必要。

< 出典 > : 気象庁ホームページ

(2) 土砂災害警戒情報、警戒避難基準雨量（降雨指標値）

都道府県と地方気象台が連携して土砂災害警戒情報を発表する体制が整えられている場合や、都道府県及び市町村で避難の目安となる雨量等の数値である警戒避難基準雨量が設定されている場合、必要に応じてそれらの情報を記載することが望ましい。

【土砂災害警戒情報の記載例】



＜出典＞：鹿児島県ホームページ

図 3.6 土砂災害情報の記載例（鹿児島県）

【警戒避難基準雨量の記載例】

表 3.2 警戒避難基準雨量一覧 記載例（広島市）

行政 区	避難勧告対象区域	警戒基準雨量	避難基準雨量	雨量観測所	
				所管	観測所名
中 区	中区北部	1 3 0 mm	1 5 0 mm	市	中消防署
	中区南部			県砂防	江波
東 区	牛田・尾長	1 4 0 mm	1 6 0 mm	〃	牛田早稲田
	戸坂	1 5 0 mm		〃	中山新町
	中山・矢賀	1 4 0 mm		〃	中山新町
	温品・上温品			市	温品出張所
	福田			県砂防	福木
	馬木			〃	〃

＜出典＞：広島市ホームページ

(3) 避難準備情報等

避難準備情報、避難勧告、避難指示が発令された場合、住民が適切な避難行動を行うために、表 3.4 に示すような各情報に対する行動内容を記載することが望ましい。

【避難準備情報等の記載例】

表 3.3 避難準備情報等一覧

情報の種類	住 民 に 求 め る 行 動
避難準備情報	・ 災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	・ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	・ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

＜出典＞：「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成 17 年 3 月）」
（集中豪雨等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会）

住民が避難行動をとる際に、浸水想定区域（洪水）や浸水予測区域（津波・高潮）等の危険が及ぶことが想定される危険箇所について河川部局等より情報収集し、記載することが望ましい。

図 3.7 避難時危険箇所の記載例（浸水想定区域を で記載）

(5) 土砂災害危険区域

土砂災害危険区域は、土砂災害警戒区域と比較して設定方法等に関して以下に示すような留意点があることを明記した上で記載することが望ましい。

【留意点】

- ・ 土砂災害危険区域は 1/25,000 地形図より抽出しているため、1/2,500 数値地図を用いて設定した土砂災害警戒区域とは範囲が異なる場合がある。

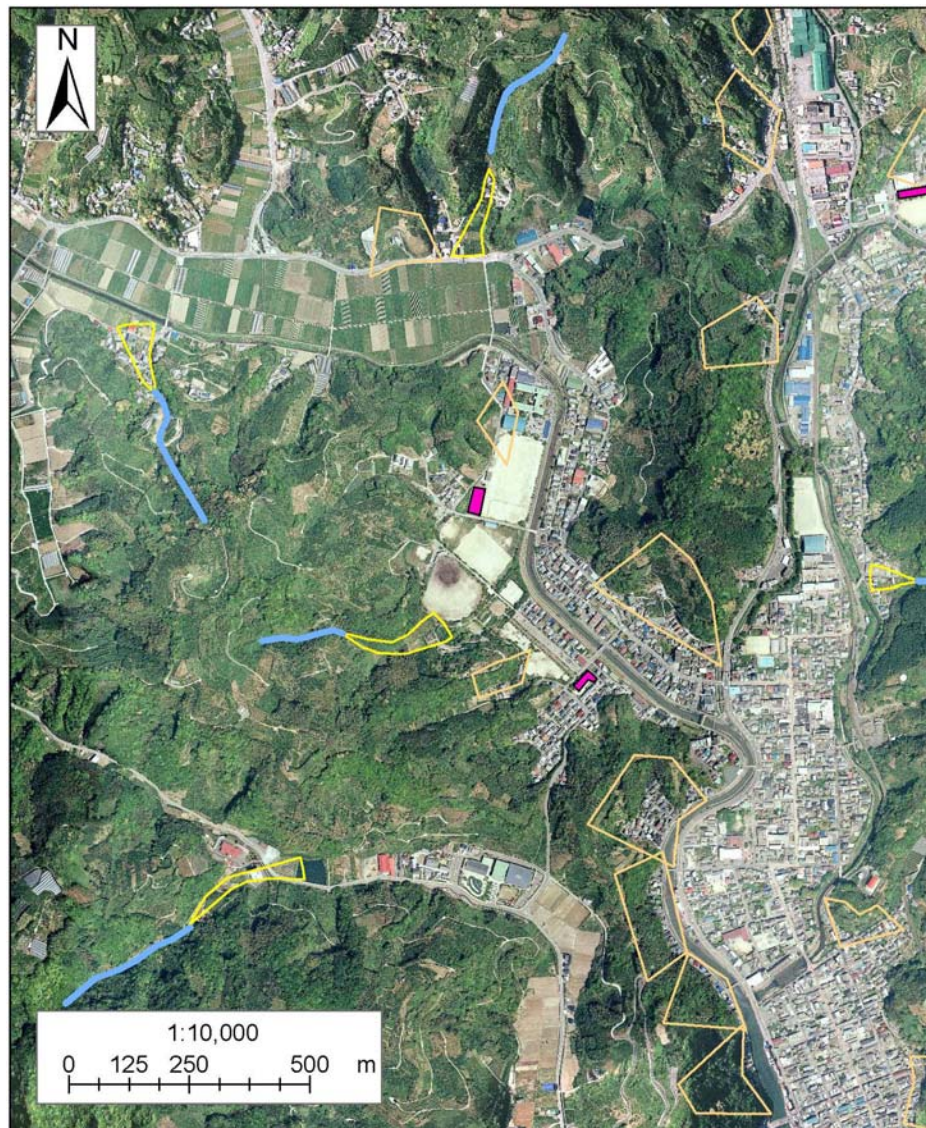


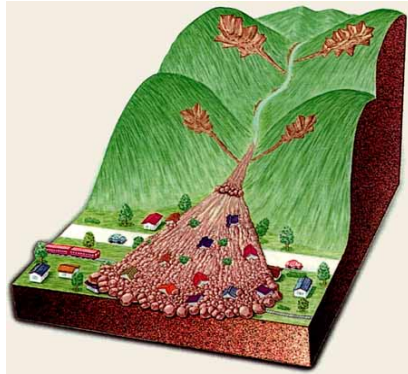
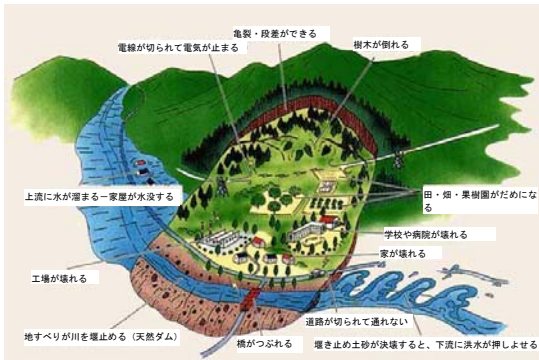
図 3.8 土砂災害危険区域の記載例

※上図は 1:10,000 縮尺の図面を縮小して表示している。

(6) 土砂災害の特徴

土砂災害の種類（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）ごとにその特徴をイラスト等を交えて記載することが望ましい。

【土砂災害の特徴の記載例】

土砂災害の種類	イメージ図	説明
がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)		地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。がけ崩れは、突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く死者の割合も高くなっています。
土石流		山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されるものをいいます。その流れの速さは規模によって異なりますが、時速 20～40km という速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまいます。
地滑り		斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象のことをいいます。一般的に移動土塊量が大きいため、甚大な被害を及ぼします。また、一旦動き出すとこれを完全に停止させることは非常に困難です。

<出典>：国土交通省河川局砂防部ホームページ

図 3.9 土砂災害の特徴に関する説明例

(7) 土砂災害の前兆現象

住民等からの土砂災害の前兆現象の情報を入手するために、自然現象の種類ごとの前兆現象の説明文を記載する。

表 3.4 土砂災害の前兆現象の一覧

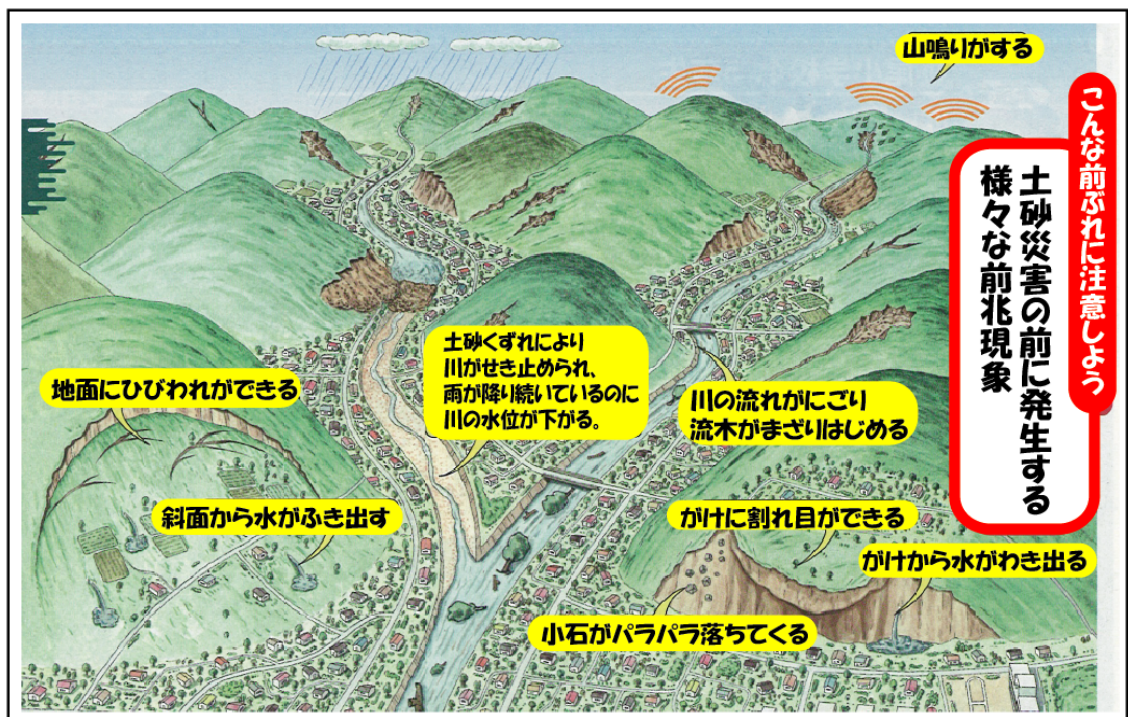
土砂災害の種類	前兆現象	説明
土石流	近くで山崩れ、土石流が発生している	周辺の斜面や溪流は地形・地質や降水量がほぼ同じである場合がほとんどであり、近隣で崩壊や土石流が発生している場合は、隣接する溪流でも土石流の発生する可能性が高い。
	立木の裂ける音や巨レキの流れる音が聞こえる	溪流の上流部で土石流が発生したために、巨レキがぶつかる音や立木の折れる音などが下流まで聞こえる現象。
	溪流の流水が急激に濁りだしたり、流木などが混ざっている	溪流の上流部で土石流が発生し、土砂や倒木が溪流に流入、その後、流下してきたときに認められる現象。土石流発生につながる可能性が高い。
	降雨が続いているにもかかわらず、水位が急激に減少し始める	溪流の上流で崩壊が発生し、河道を埋塞して天然ダムが形成され、溪流の水が貯留されたために認められる現象。天然ダム決壊により土石流が発生する可能性が高い。
	異様な山鳴りがする	溪流沿いの斜面内部の地下水の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として変異（移動）して山鳴りが生じる現象。崩壊が起こり土石流発生につながる可能性が高い。
	異様なにおい（土臭い、ものの焼けるにおい、酸っぱいにおい、木のおい等）がする	溪流の上流で崩壊等がすでに発生し、巨レキ同士がぶつかり合うときのにおいや崩壊土砂による土のにおい、崩壊に伴って発生した流木のにおいなどが考えられる。
	溪流付近の斜面が崩れだしたり、落石などが発生している	溪流沿いの斜面が崩れやすくなっている。大規模な崩壊が発生した場合、土石流発生の引き金となる。
	溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない	溪流に新たな、または過度の地下水の供給が生じているときに認められる現象。土石流発生の引き金となる。
が（急傾斜地の崩壊）	斜面に亀裂ができる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の弱い部分に沿って変異（亀裂）が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
	小石が斜面からばらばらと落ち出す	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から落石が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
	斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として変異（移動）するとともに異常な音が発生する現象。崩壊に至る可能性が高い。
	斜面にはらみがみられる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面に変異が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
	普段澄んでいる湧き水が濁ってきた、水の吹き出しが見られる	斜面内部に新たな水道の形成または地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
	湧き水の急激な増加、あるいは減少・枯渇が認められる	同上
地すべり	地鳴り	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地鳴りが発生する現象。
	家鳴り	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変位が生じ、建物等の家鳴りが発生する現象。
	根の切れる音	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、すべり面沿いやブロック境界付近の根が切断され、その音が聞こえる現象。
	地面の振動	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地面の振動が発生する現象。
	木の枝先の擦れ合う音（風の無いとき）	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、ブロック上の木々が擦れる現象。
	亀裂や段差の発生・拡大	地すべりブロック（土塊）の移動により、その周辺部で亀裂や段差が発生・拡大する現象。
	地表面の凹凸の発生	地すべりブロック（土塊）の移動により、その周辺部で凹凸が発生する現象。
	擁壁のクラックや押し出し	地すべりブロック（土塊）の移動により、その末端部で擁壁の押し出しやクラックが発生する現象。
	舗装道路やトンネルのクラック	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックの境界付近を通過している道路やトンネルにクラックが発生する現象。
	電線の弛みや引っ張り	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックと外部との間に変位が生じ、その地域に設置されている電柱間で電線の弛みや引っ張りが認められる現象。
	建物等の変形（戸の締まりが悪くなる。壁に隙間ができる）	地すべりブロック（土塊）の移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変位が生じ、建物等の変形が発生する現象。
	橋等に異常を生じる	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックの境界にある橋梁に変位を生じる現象。
	落石や小崩壊の発生	地すべり末端付近の斜面で、地すべりの急激な変動のため落石や小崩壊が発生する現象。
	地下水の急激な変化（枯渇や急増）	地盤内部に新たな水道の形成または地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
	地下水の濁り	同上
	湧水の流量の変化（枯渇や急増）	同上
	湧水の濁りの発生	同上
	新しい湧水の発生	地すべりブロック内部の地下水位が急激に増加したため認められる現象。地すべり内部の水圧が上昇し、地すべりブロックを滑らす力（滑動力）が増大する。

＜出典＞：「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成 17 年 3 月）」に一部加筆（集中豪雨等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会）

【前兆現象の記載例】

土砂災害の種類	前 兆 現 象
がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)	 ○がけに割れ目が見える。 ○がけから水がわき出ている。 ○がけから小石がばらばらと落ちてくる。
土石流	 ○急に川の流れが濁り流木が混ざっている。 ○山鳴りがする。 ○雨が降り続けているのに川の水位が下がる。
地すべり	 ○沢や井戸の水が濁る。 ○地面にひび割れができる。 ○斜面から水がふき出す。

図 3.10 前兆現象イメージ図(1)



<出典> : 「SABONEWS」
(特定非営利活動法人砂防広報センター発行)

図 3.11 前兆現象イメージ図(2)

表 3.5 土砂災害の前兆現象チェックリスト

	前兆現象
	近くで山崩れ、土石流が発生している。
	立木の裂ける音や巨礫の流れる音が聞こえる。
	溪流の流水が急激に濁りだしたり、流木などが混ざっている。
	降雨が続いているにもかかわらず、水位が急激に減少し始める。
	異様な山鳴り、地鳴りがする。
	異様なにおい（土臭い、ものの焼けるにおい、酸っぱいにおい、木のにおい等）がする。
	溪流付近の斜面が崩れだしたり、落石などが発生している。
	溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず、低下しない。
	斜面に亀裂ができる。
	小石が斜面からばらばらと落ち出す。
	斜面にはらみがみられる。
	湧き水の急激な増加、あるいは減少・枯渇が認められる。

(8) 避難が困難な場合の対処方法

避難が困難な場合の心得の文案としては、以下のようなものがある。

【避難が困難な場合の対処方法の記載例】

避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

＜出典＞：「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成17年3月）」
（集中豪雨等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会）

(9) 土砂災害履歴

過去に災害があった場合は、住民の意識啓発を目的として発生場所及びその状況等について記載することが望ましい。

(10) 避難時の心得

避難時の心得の文案としては、以下のようなものがある。

【避難時の心得の記載例】

- ・ 避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険区域内の通過は避けること。
- ・ 土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。
- ・ 溪流を渡って対岸に避難することは避けることなどに留意すること。

＜出典＞：「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成17年3月）」
（集中豪雨等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会）

(11) 避難時の携行物

避難時の携行物の記載例としては、以下のようなものがある。

【避難時の携行物の記載例】

梅雨や台風のときに注意しなければならないのは、土砂災害です。大雨に関する情報を聞いたら早めの準備が必要です。また、川が急に増水することもあります。近くに住んでいる人は洪水警報などにも十分注意しましょう。

- 非常持ち出し品の用意、飲料水や食料品は数日分確保しておく。
- 停電に備えて懐中電灯や携帯用ラジオの用意を。
- 市区町村や防災関係機関の情報に注意。
- ラジオやテレビなどの気象情報は必ずチェック。
- 外出先から早く帰宅し、家族などと連絡をとる。
- いつでも避難できる準備体制を。



<出典>：広島県ホームページ

図 3.12 避難時の携行物の記載例

表 3.6 避難時携行物の例

非常食料	非常食品(3日分程度、カンパン、缶詰、レトルト食品、インスタント食品など)
	飲料水(1人1日3リットルが目安) など
避難用具	懐中電灯、ラジオ、電池(予備)、ロープ、ヘルメット
救急用品	傷薬、消毒薬、胃腸薬 など
	包帯、ガーゼ、脱脂綿、三角巾、ばんそうこう、とげ抜き、ピンセット など
衣類など	衣類 下着、くつ下、防寒具、レインコート
	軍手などの手袋、ハンカチ、タオル、毛布
生活用品	ティッシュペーパー、ビニール袋、マッチ、ライター、万能ナイフ
貴重品	現金(十円玉も)、印鑑、預金通帳、証書類、各種カード など

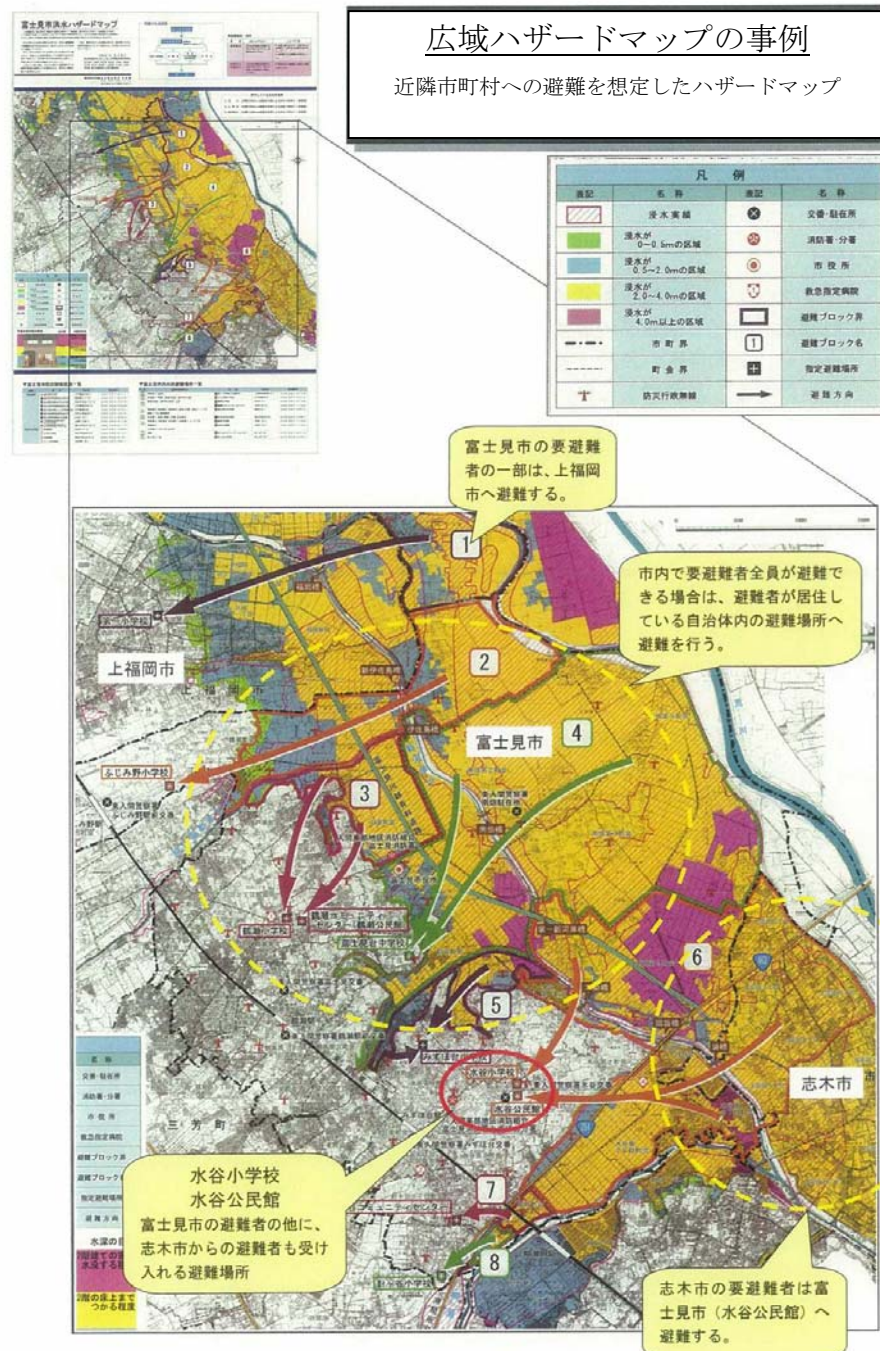
(12) 広域的な警戒避難計画

土砂災害警戒区域等が広範囲に及ぶ等、市町村界（都府県界）を越えて住民の避難を必要とする場合は、

- ・市町村（都府県）を越えた避難を踏まえた避難体制の構築
- ・市町村（都府県）間での避難情報の共有

等が必要となる。これらの事項について市町村間・都府県間を含めた事前調整を行った上で土砂災害ハザードマップを作成するものとする。

【広域的な警戒避難計画の記載例】；富士見市洪水ハザードマップ



＜出典＞：「洪水ハザードマップ作成の手引き（平成17年6月）」
（国土交通省 河川局 治水課）

図 3.13 広域的避難を考慮したハザードマップ作成例

(13) その他の記載

①地域を特定できる地物の名称

ハザードマップを住民により分かりやすくするため、道路・河川・公共施設など、地域を特定できる地物の名称を記載することが望ましい。

【地域を特定できる地物の名称の記載例】

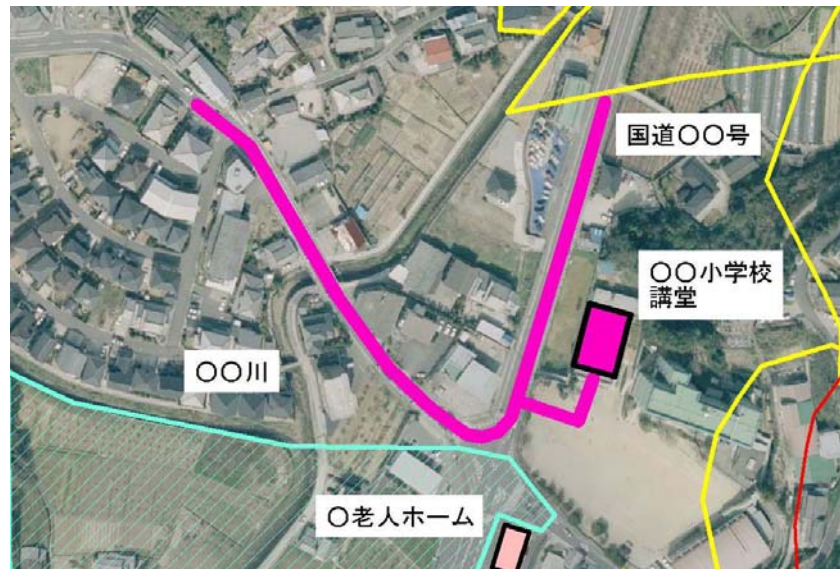
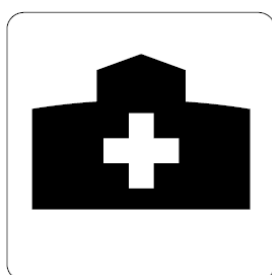


図 3.14 地域を特定できる地物の名称の記載例

②案内用図記号の記載

図面上で容易に判断できるよう、JIS (Z8210) で定められている案内用図記号を適宜使用することが望ましい。



病院



広域避難場所



警察

図 3.15 案内用図記号例

③地域防災学習マップの活用

地域防災学習マップなどが既に作成されている場合は、その内容を反映させるものとする。

【群馬県榛名町の事例】

地域住民と共同で避難経路などを定めた防災マップの作成や災害を契機とした「防災祈願祭」を毎年実施している。

避難計画図：土砂災害危険箇所、危険区域、避難場所、避難路、住民の証言から得られた前兆現象、過去の災害実態、タンクモデル計算シートの記載

避難計画表：避難段階に応じた行動シナリオ、情報収集の流れと伝達先、前兆現象チェックシートの記載。

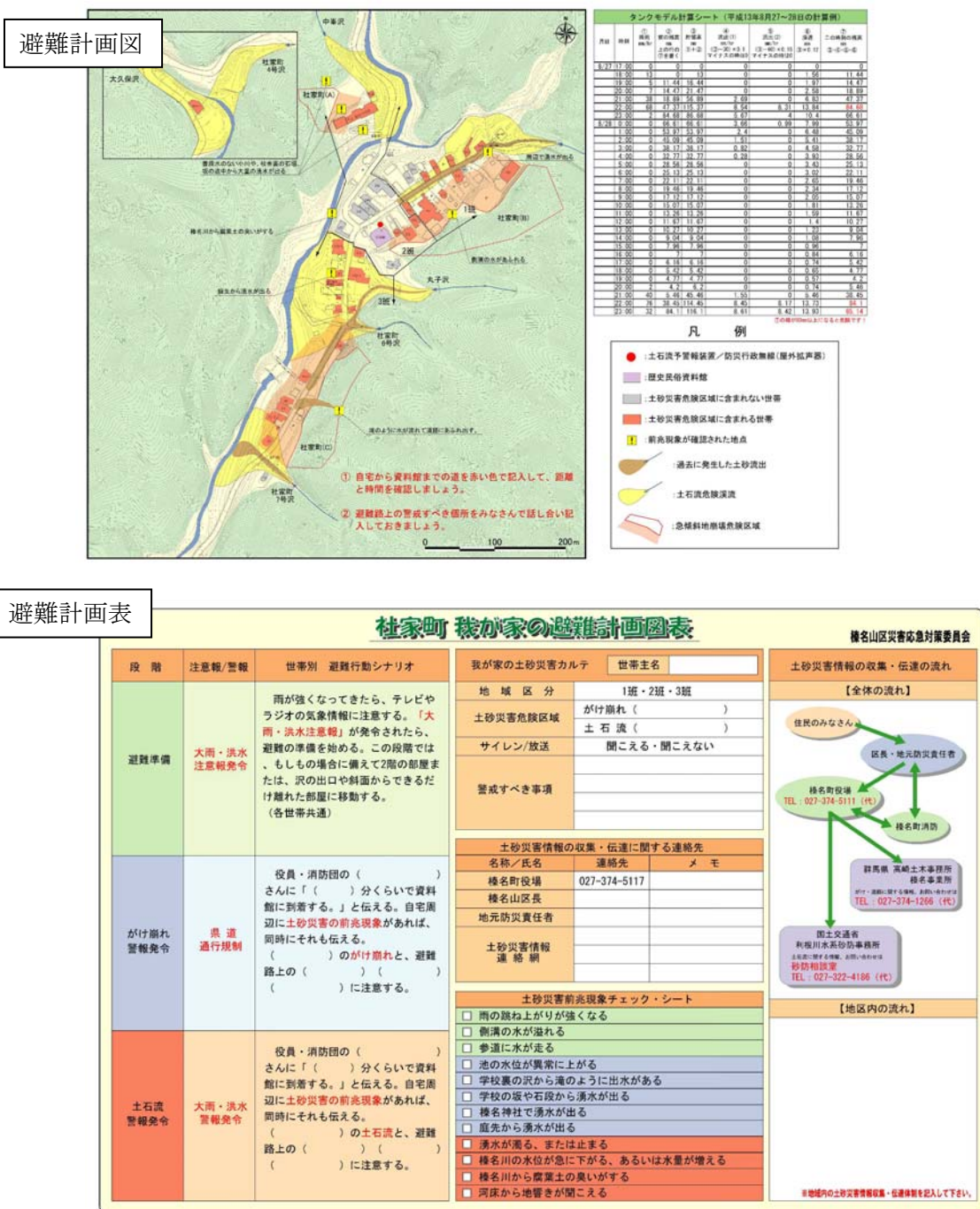


図 3.16 地域防災学習マップ事例

土砂災害ハザードマップ作成案

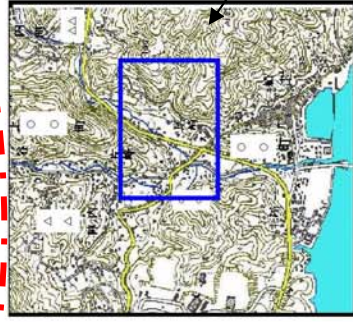
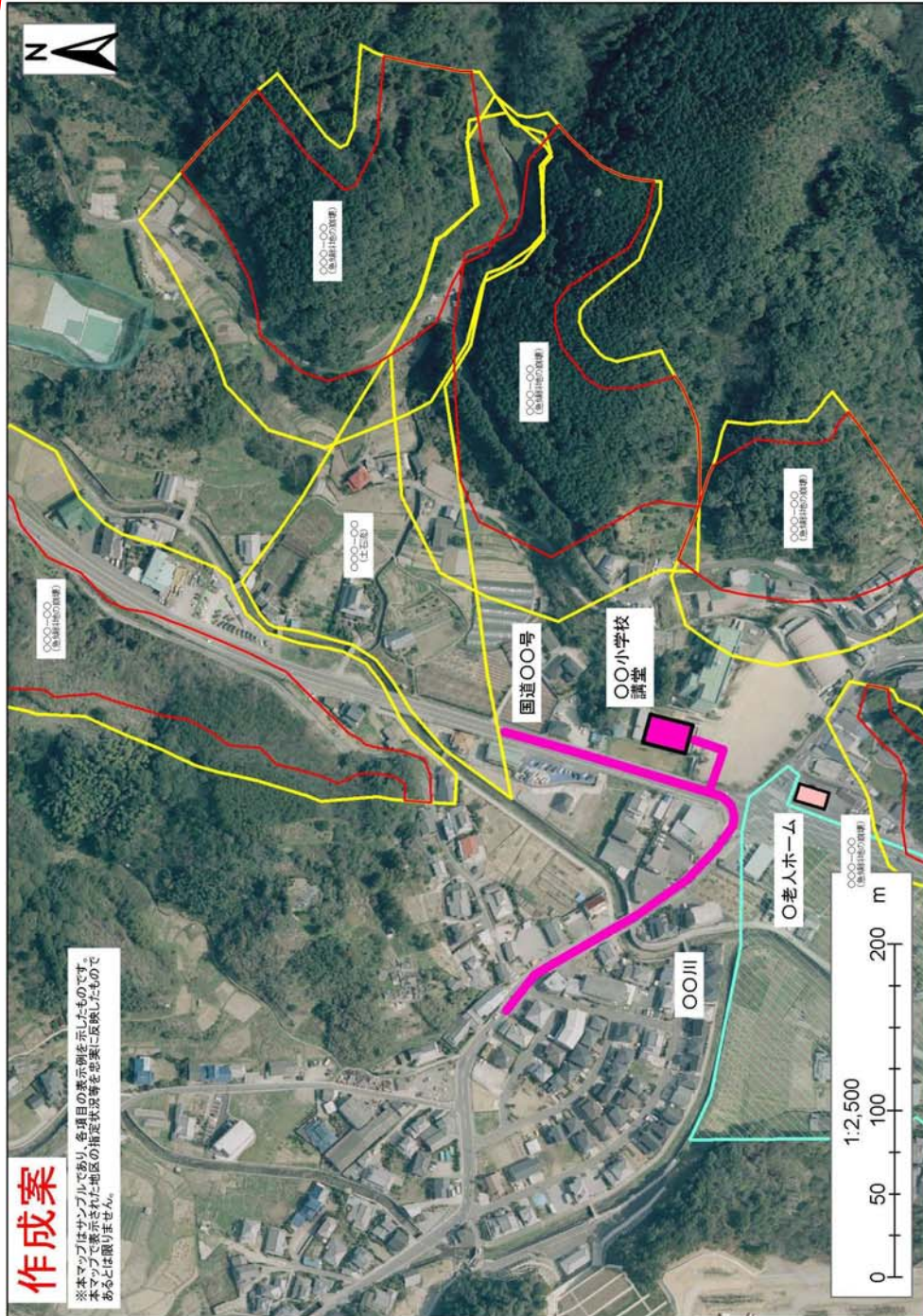
〇〇市〇〇町〇〇地区 土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先：

〇〇課 電話 〇〇-〇〇〇〇
〇〇部 電話 〇〇-〇〇〇〇
〇〇市 ホームページ (http://〇〇-〇〇〇〇)
〇〇市 ホームページ (http://〇〇-〇〇〇〇)

作成案

※本マップはサンプルであり、各項目の表示例を示したものです。
本マップで表示された地区の指定状況等を本案に反映したもので
あるとは限りません。



位置図 (1/25,000)

項目	記号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
浸水想定区域	
避難場所	
主要な避難路	
災害時要援護者関連施設	

凡例

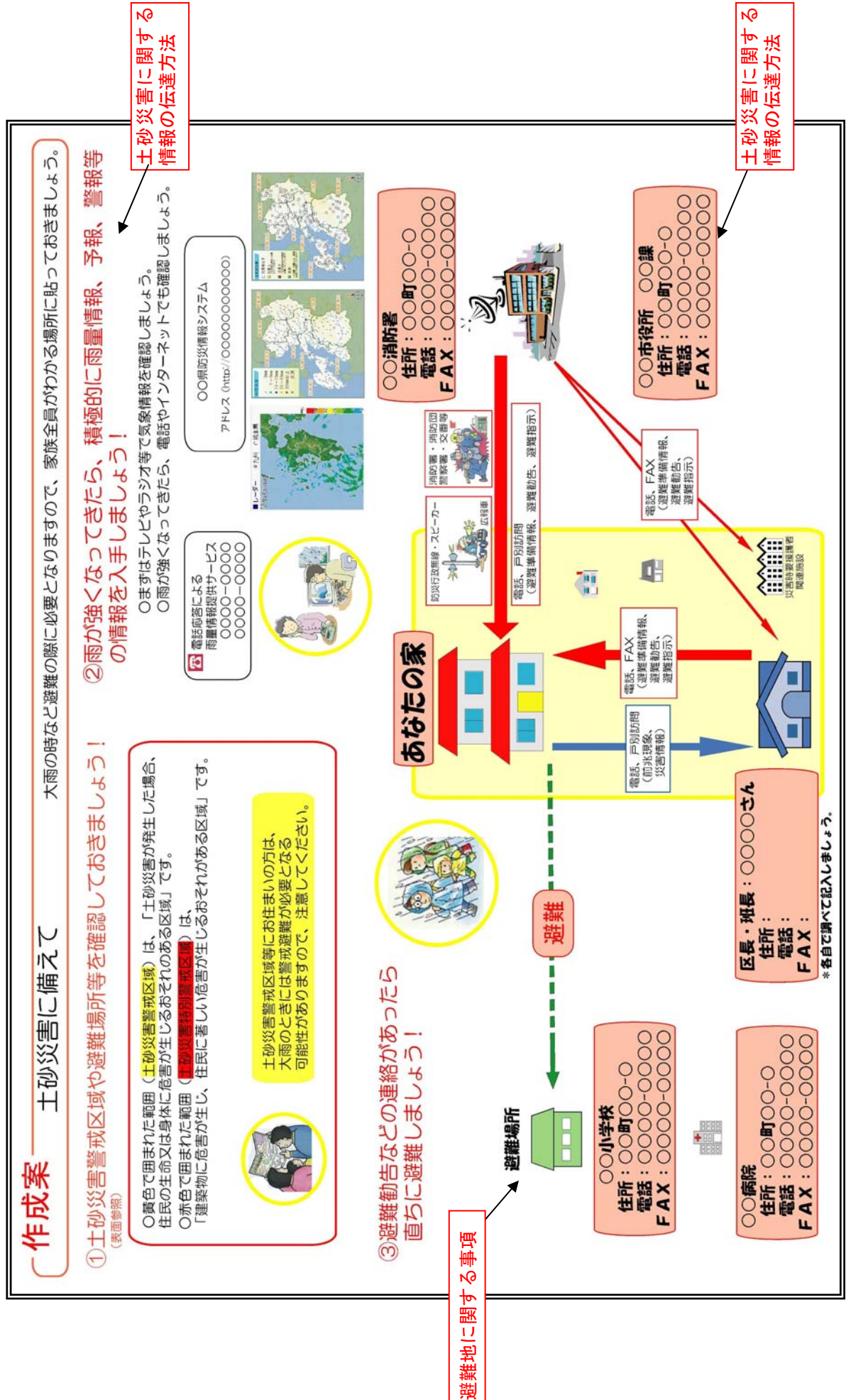
説明文

〇黄色で塗りつぶされた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
〇赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。
・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害の発生する可能性があり、自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

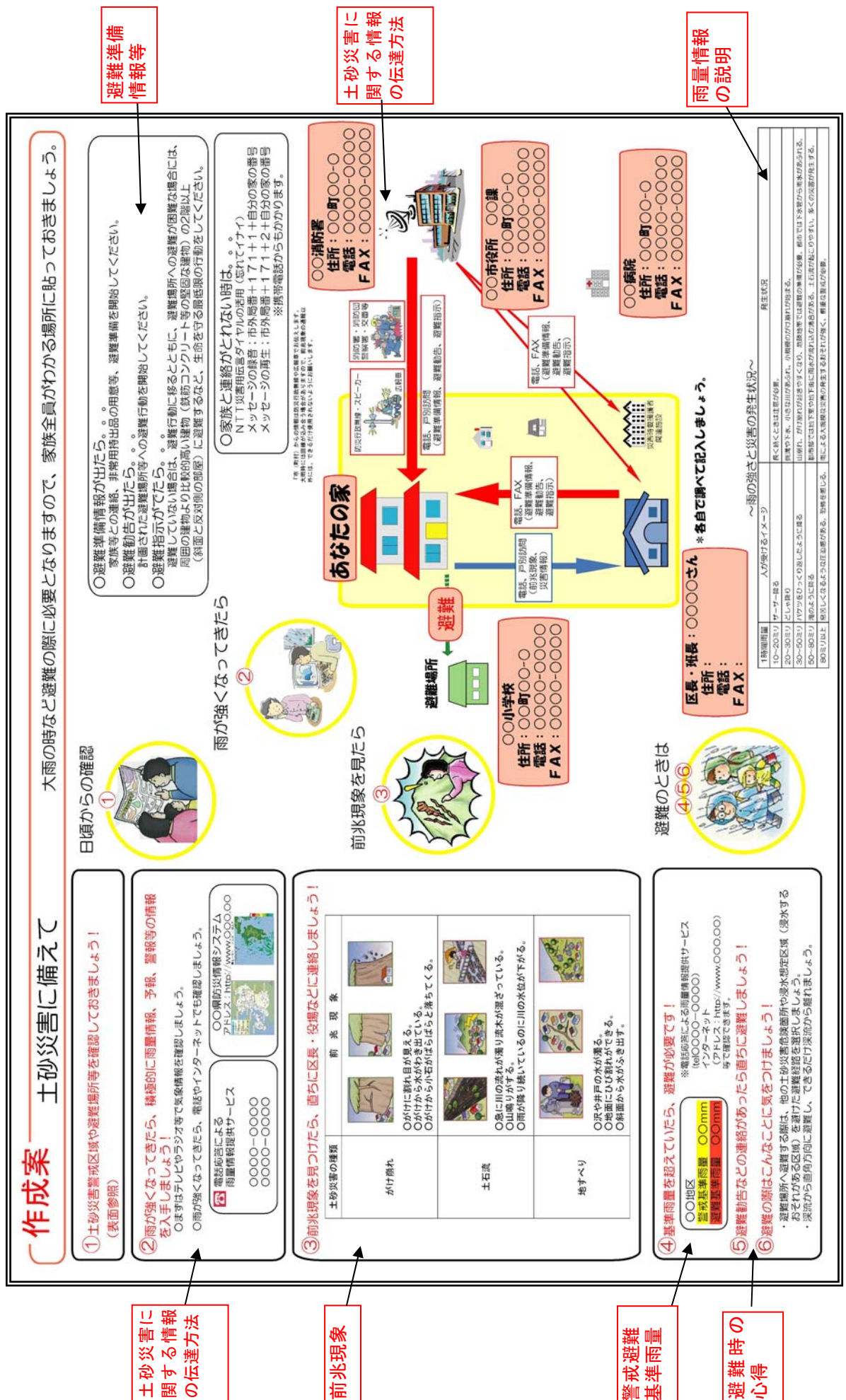
連絡先
ホームページ
アドレス等

全体位置図

共通項目を記載した例



共通項目と地域項目を記載した例



用語集

用 語	解 説
A-Z	
DM(デジタルマッピング)	地形、植物等にかかわる地図情報をデジタル形式で測定し、電子計算機技術により、体系的に整理された数値地形図を構築する作業のことをいう。(国土交通省公共測量作業規定第 283 条) デジタルマッピングによって作成された数値地形図のデータファイルを DM データファイルという。
あ行	
オルソフォト	写真画像を数値的に処理して、あたかもカメラが鉛直下向きで無限遠から撮影したかのように、空中写真特有のカメラの傾きと中心投影、土地の比高等による画像の歪みを補正した画像データのこと。
か行	
基礎調査	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に必要な事項に関する調査。 急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関しては、地形、地質、降水、土地利用状況等の調査で、土砂災害防止法第 4 条 1 項によりその実施が規定されている。
急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいう。がけ崩れは、突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く死者の割合も高くなっている。
急傾斜地崩壊危険箇所	傾斜度 30 度以上、高さ 5 メートル以上の急傾斜地で、人家(人家がない場合でも官公署、学校、病院等の公共的な施設等のある場所を含む。)に被害を及ぼすおそれのある箇所
警戒避難基準雨量(降雨指標値)	土砂災害の警戒又は避難の目安となる雨量を言う。 過去の降雨量と土砂災害の発生事例との関係から設定し、土石流・がけ崩れ発生を降雨状況から予測するための手法のひとつである。 降雨指標値は土石流・がけ崩れ発生を予測するために使用する降雨状況(総雨量、降雨強度、実効雨量等)のことをいう。なお、警戒避難基準雨量の設定手法ごとに降雨指標値は異なる。
さ行	
災害時要援護者関連施設	土砂災害発生時に自力で避難することが困難な、高齢者、障害者等の災害時要援護者が使用する施設等のこと。 災害時要援護者施設対策(=災害時要援護者施設に対する総合的な土砂災害対策)の対象となる災害時要援護者施設としては、児童福祉法に基づく児童福祉施設など、各法律に基づく、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、精神薄弱者援護施設、医療提供施設、幼稚園、医療保護施設、盲学校、養護学校などが該当する。

用 語	解 説
「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」	平成16年7月の梅雨前線豪雨、一連の台風等における高齢者等の被災状況等を踏まえた災害時要援護者の避難支援に関する以下の3つの課題について取組指針を示した資料。 課題1: 情報伝達体制の整備 課題2: 災害時要援護者情報の共有 課題3: 災害時要援護者の避難支援計画の具体化 また、上記の各課題について市町村等の積極的な取組事例も紹介している。
地すべり	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象のことをいう。一般的に移動土塊量が大きいため、甚大な被害を及ぼす。また、一旦動き出すとこれを完全に停止させることは非常に困難である。
地すべり危険箇所	地すべりの発生するおそれのある箇所で、人家(人家がない場合でも官公署、学校、病院等の公共的な施設等のある場所を含む。)に被害を及ぼすおそれのある箇所
浸水想定区域	洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定され、水防法の規定により国又は都道府県が指定し市町村に通知した区域。
数値地図	既成地図のアナログ情報及び新たに付加する各種情報(地形、土地利用、各種施設)を数値化して、記憶媒体(CD-ROM、磁気テープ、フロッピーディスク等)に記録したものをいう。また、その記録媒体よりコンピュータ並びに周辺装置を用いて、地図図形に再生(出力)したのも数値地図と呼ぶ。
た 行	
特定開発行為	土砂災害防止法第8条に規定する土砂災害特別警戒区域内で行われる、分譲住宅や、いわゆる災害時要援護者が利用する社会福祉施設等の建築による、開発行為(土地の区画、形質の変更)。
土砂災害	降雨、地震及び火山噴火等による土砂の移動が原因となり、人が死傷したり、生活活動を支える個人財産および公共財産が損害を被り、人間活動及び生活環境に支障をきたす現象をいう。 豪雨による斜面崩壊、土石流、がけ崩れ、地すべりによる災害が代表例であるが、地震によるがけ崩れ、斜面崩壊や火山噴火による火砕流、泥流、降下火砕物等が大規模で悲惨な被害をもたらした例も多い。
土砂災害危険箇所	土石流危険渓流、地すべり危険箇所および急傾斜地崩壊危険箇所の総称である。 土砂災害危険箇所は、全国で頻発する土砂災害に対し、計画的に対策を実施するために、全国に存在する土砂災害の発生の恐れのある危険な箇所を抽出・整理し、その実態を把握するため、一定の調査要領に基づき、各都道府県において調査が実施され、公表されている。

用 語	解 説
土砂災害危険箇所図	土砂災害危険箇所を平面図等に表示したものをいう。
土砂災害危険区域	土石流危険区域、地すべり危険箇所における区域および急傾斜地崩壊危険箇所における区域の総称であり、土砂災害が発生した場合、被害を受ける可能性のある区域のこと。
土砂災害危険区域図	土砂災害危険区域を平面図等に表示したものをいう。
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法第6条に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域で、当該地区における土砂災害を防止するために警戒避難体制を整備すべき区域。 区域指定は都道府県知事によってなされるが、警戒避難体制の整備は市町村が実施する。
土砂災害警戒区域区域図	縮尺 2500 分の 1 以上とし、土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を表示したもの。
土砂災害警戒情報	市町村や住民等に必要な防災情報を効果的に提供し、迅速かつ適切な防災対応を支援していくために、災害対策基本法に基づき大雨警報に伴って都道府県が市町村等へ通知する「予想される土砂災害等の事態とこれに対してとるべき措置」と、気象庁が行う大雨警報が発表されている際の土砂災害のおそれについての解説とを 1 つに統合した情報として、都道府県と気象庁が共同して作成・発表する情報のこと。
土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法第8条に基づき、土砂災害警戒区域のうちで、著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。 この区域内では、一定の開発行為の制限や、居室を有する建築物の構造の規制が為される。区域指定は都道府県知事による。
土砂災害特別警戒区域区域図	縮尺 2500 分の 1 以上とし、当該土砂災害特別警戒区域及び当該土砂災害特別警戒区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び令第四条に規定する衝撃に関する事項を表示したもの。
土砂災害の前兆現象	土石流や崩壊などの土砂移動現象発生前に、山腹斜面や溪流で見られる兆候。(具体的な兆候については参考資料－3.3(7)を参照)
土砂災害防止法	土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とした法律。 平成 12 年公布(正式名称:土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)

用 語	解 説
土石流	山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されるものをいう。その流れの速さは規模によって異なるが、時速 20～40km という速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまう場合がある。
土石流危険区域	地形条件等によって土石流の堆積や氾濫が予想される区域である。土石流危険区域の範囲は、地形、過去の土石流堆積物の分布範囲、過去の土石流の氾濫実績等を基に、想定される最大規模の土石流が氾濫すると予想される範囲とする。
土石流危険溪流	土石流の発生する恐れのある溪流で、人家(人家がない場合でも官公署、学校、病院等の公共的な施設等のある場所を含む。)に被害を及ぼすおそれがある溪流
は行	
ハザードマップ	何らかの現象に起因して危険が予想される区域を示した地図。たとえば、豪雨に伴う土砂移動現象や火山活動に伴う噴出物等によって危険にさらされている範囲を地図上に描いたもの。
「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」	市町村が、避難勧告等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令すべきか等の判断基準(具体的な考え方)について取りまとめたマニュアル(＝避難勧告等の判断・伝達マニュアル)を作成するための手引きとなる指針。
避難時危険箇所	住民が避難行動を取る際に危険が及ぶことが想定される箇所
避難準備情報	避難勧告等の一種であり、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まった場合に発令される情報で、通常は避難勧告や避難指示より早めに発令される。 住民に求められる行動は以下の通りである。 ①災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始する。(避難支援者は支援行動を開始する。) ②①以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始する。
避難地	公園、緑地、広場その他公共空地で、災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもので、避難場所ともいう。
避難場所	地方公共団体が、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、管理者の同意を得て避難場所として指定した公共的施設等(都市公園、公民館、学校等)。 地方公共団体は、あらかじめ必要な数、規模の避難場所を指定し、住民への周知徹底に努める。また、避難場所として指定された施設については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
避難路	避難場所、避難地又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる道路のこと。

○土砂災害防止法第7条、土砂災害防止法施行規則第5条

法 律	施 行 規 則
(警戒避難体制の整備等) 第七条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の長。以下同じ。)は、警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による市町村地域防災計画をいう。)において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。 2 市町村防災会議は、警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。 3 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、第一項に規定する市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。	(土砂災害に関する情報の伝達方法等を住民に周知させるための必要な措置) 第五条 法第七条第三項 の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。 一 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を表示した図面に法第七条第三項 に規定する事項を記載したもの(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。)を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。 二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民がその提供を受けることができる状態に置くこと。